

九州教育学会 第76回大会

発表要旨集録

プログラム

第1日 11月9日(土)

9:00—	受付開始		
9:30—12:00	自由研究発表		
(11:30)	第1分科会	教育哲学	131教室
	第2分科会	教育社会学	132教室
	第3分科会	教育方法(教育課程)	133教室
	第4分科会	比較教育	141教室
12:00—13:00	昼食・休憩		
13:00—13:50	総会	121教室	
14:00—17:30	総合部会	121教室	
18:30—20:30	懇親会	ダイニングカフェ彩	熊本市役所14階

第2日 11月10日(日)

9:00—	受付開始		
9:30—12:00	自由研究発表		
(11:30)	第5分科会	教育史	131教室
	第6分科会	社会教育	132教室
	第7分科会	教育経営・行政	133教室
12:00—13:00	昼食・休憩		
13:00—15:00	ラウンドテーブル		
	I. 答えが一つではない道徳的な課題に向き合う道徳科授業の可能性		131教室
	II. 教職大学院における「研究」の今		133教室

2024年11月9日(土)・10日(日)

熊本学園大学

大会参加者の皆様へ

1. 受付

受付は、第1日目(11月9日)、第2日目(11月10日)ともに、午前9時から行います。
場所は、熊本学園大学新1号館みらい2F(121教室前)です(4頁～6頁の案内図を参照
下さい)。

2. 大会参加費、懇親会費

- (1) 大会参加費は次の通りです。参加受付の際にお支払い下さい。

- ① 一般会員 3,000円
② 学生会員・臨時会員 1,500円

- (2) 懇親会費は5,000円です。

※準備の都合上、今大会ではインターネット上の「大会参加申込フォーム」で事前に参加申し込みをしてくださるようお願いいたします。申し込みは、10月25日(金)までとします。事前申し込みが間に合わなかった場合には当日受付もいたしますが、スムーズな大会運営のため事前申し込みにご協力ください。なお、参加費は大会当日に受付にて現金でお支払いください。

◎大会参加申込フォーム URL:<https://forms.gle/hgAQ976VVrfn7xkm9>

※申込フォームは九州教育学会公式 web サイトの大会案内ページや、QR コードからもアクセスできます。



3. 発表要領

- (1) 自由研究発表の時間

発表時間	個人研究発表	30分（発表時間20分／質疑応答10分）
	共同研究発表	60分（発表時間40分／質疑応答20分）

- ## (2) 発表資料

発表資料は50部用意し、当日、発表部会スタッフにお渡し下さい。

4. 昼食

学内の食堂は利用できませんが、学内のコンビニエンス・ストア（学生会館1階）は利用可能です。また会場の目前に大型スーパーがあります。

5. 会場

- (1) 自由研究発表の会場は、131、132、133、141教室です。
- (2) 総会と総合部会（公開シンポジウム）の会場は、121教室です。
- (3) 会員控え室は、13Aです。ご利用下さい。
- (4) 懇親会（第1日目18：30～20：30）の会場は、ダイニングカフェ彩（熊本市役所14階）です。奮ってご参加下さい。

6. 宿泊案内

宿泊先については、大学近辺よりも JR 熊本駅周辺や桜町バスターミナル周辺にホテルが多くあり、大学へはそれぞれからバスの移動が便利です。ホテルへ直接ご予約ください。

7. 交通機関

＊駐車場のご利用について

大会校では、学会参加者の駐車場利用が不可となっております。大会校にお越しの際は、この点に十分ご注意ください。

〈熊本桜町バスターミナルより〉

【タクシー利用】 約 15 分

【熊本都市バス利用】 15 のりば 約 20 分

◎子飼渡瀬線（こかいわたるぜせん）バス停「学園大前」下車

◎大江城西線（おおえじょうせいせん）バス停「学園大前」下車

◎渡鹿長嶺線（とろくながみねせん）バス停「大江渡鹿」下車 徒歩約 5 分

◎東西線（とうざいせん）バス停「大江渡鹿」下車 徒歩約 5 分

【産交バス利用】 15 のりば 約 20 分

◎熊本整形外科・託麻原本通經由 約 20 分 → バス停「大江渡鹿」下車 徒歩約 5 分

◎子飼橋・託麻原本通經由 約 20 分 → バス停「大江渡鹿」下車 徒歩約 5 分

〈九州新幹線・JR 鹿児島本線 熊本駅より〉

【タクシー利用】 約 15 分

【熊本都市バス利用】 6 のりば（白川口） 約 20 分

◎熊学ライナー熊本駅-熊学ノンストップ バス停「学園大（キャンパス内）」下車

◎第一環状線（大学病院回り） バス停「大江渡鹿」下車 徒歩約 5 分

◎中央環状線（大学病院回り） バス停「学園大前」下車すぐ

〈JR 豊肥本線 水前寺駅より〉

【同駅北口より徒歩】 約 10 分

【同駅北口より熊本都市バス利用】 約 3 分

◎（大江城西線） バス停「学園大前」下車すぐ

〈熊本市電〉

◎電停「味噌天神前」下車 徒歩約 15 分

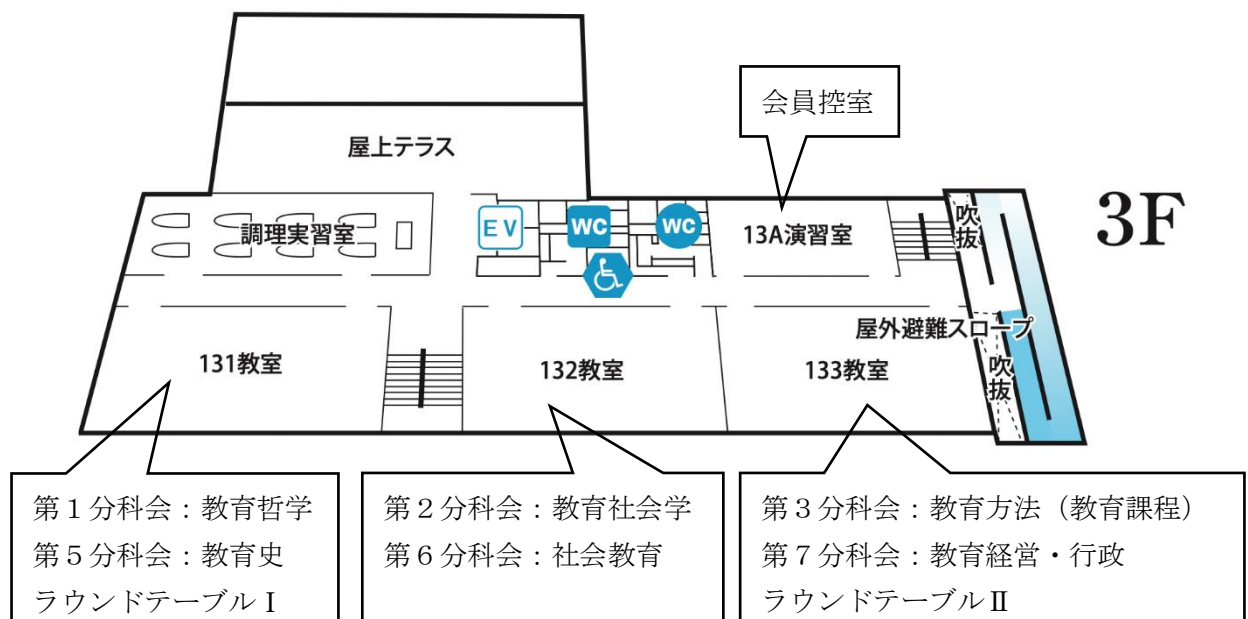
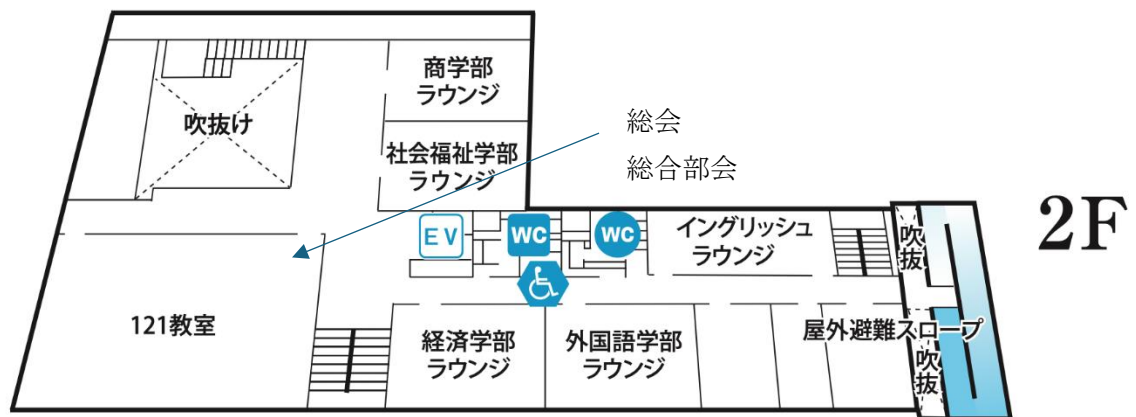
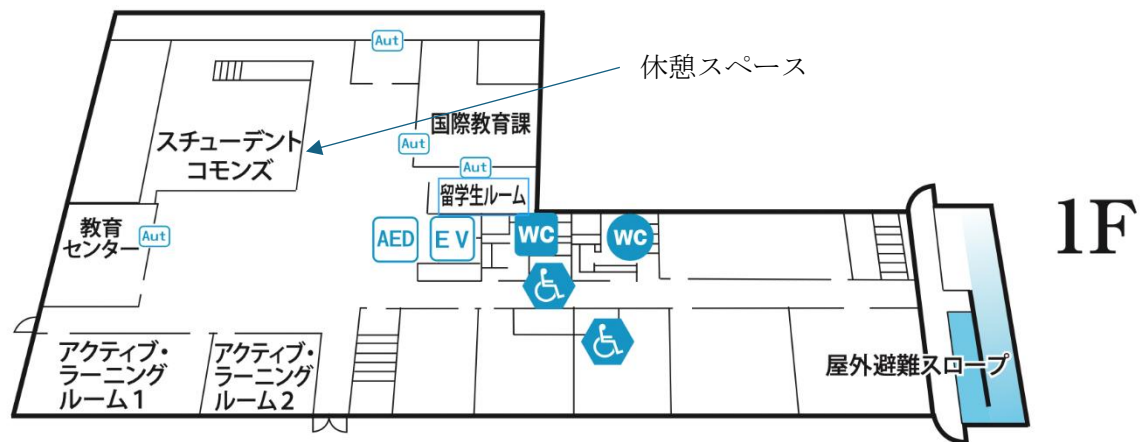
※詳しくは熊本学園大学HP「アクセスマップ」をご覧ください。

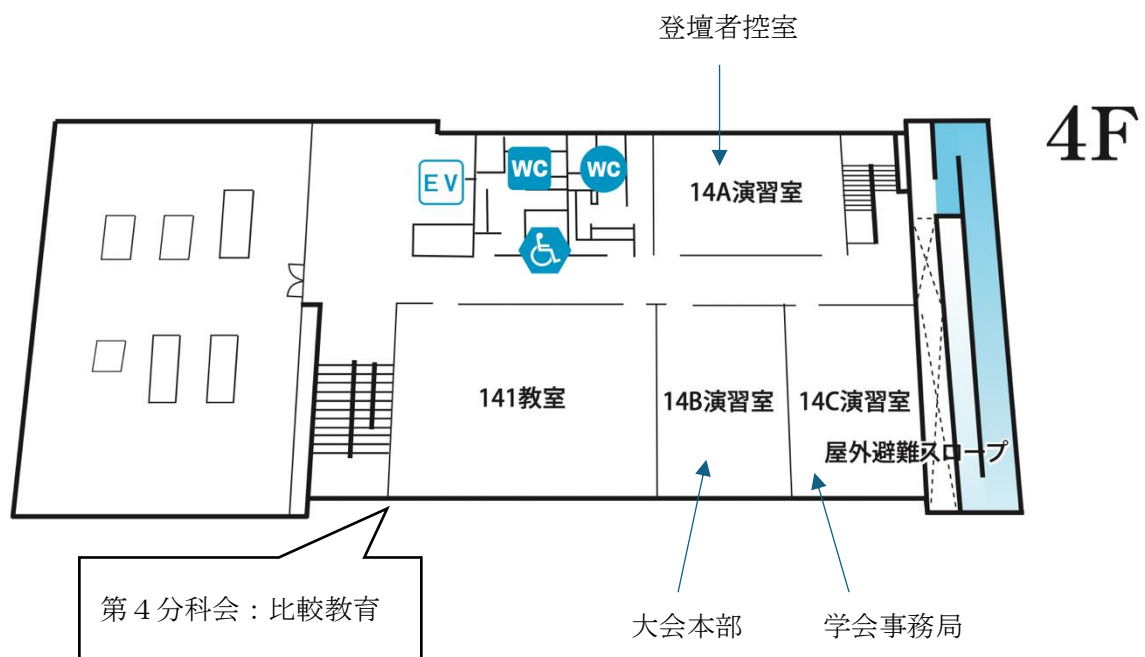
<https://www.kumagaku.ac.jp/daigaku/map/access>

熊本学園大学案内地図



新1号館案内図





< 総合部会（公開シンポジウム） >

日時：11月9日（土）14:00—17:30

会場：新1号館121教室

「多文化共生」に教育学研究はどうアプローチできるか —教育学研究のアクチュアリティを問い直す—

司会：福田紗耶香（長崎大学）

棕木香子（宮崎大学）

<シンポジスト>（報告内容の構成上、前後する可能性があります）

大森万理子（広島大学）

金 美連（熊本学園大学）

佐藤 仁（福岡大学）

指定討論者

長谷川祐介（大分大学）

企画設定の趣旨

近年、日本においても社会構成員の多国籍化や社会の「多文化化」が進んでいる。2023年10月13日に出入国在留管理庁が公表した報道発表資料では、2023年6月末時点において在留外国人の数は計322万3858人（中長期在留者数293万9051人、特別永住者数28万4807人）となり、過去最高の値を更新したとされる。また、在留カード及び特別永住者証明書上に表記された国籍・地域数は計195か国となった（無国籍を除く）¹。こうした状況の中、今大会の開催地となる熊本県では、台湾を本拠地とする世界的企業の大規模工場の開設が注目を集め、地域に大きなインパクトをもたらしている。

こうした中、マジョリティの生活様式やアイデンティティなどを中心としてきたこれまでの社会のあり方と、それとは異なる生活様式やアイデンティティを大切にする人々が前提とするあり方とが、必ずしも同一のものでないことも（改めて）意識されるようになっている。そして、前者を「正統」とみなし、後者を「異端」とみなすのではなく、人々が前提とする様々な社会のあり方が等しく尊重されるような「多文化共生」が重要視され、その方途が模索されているのである。

もっとも、マジョリティの生活様式やアイデンティティを中心とした社会において、マイノリティとしての立場を余儀なくされ、そのニーズや文化が不可視化されてきたのは、外国につながる人々のみではない。女性や、LGBTQ、障害者など、様々な人々がこれまでそうし

た状況に置かれてきたと言えるだろう。しかし、そうした人々の存在もまた、近年の社会状況の変化の中で、徐々に可視化されるようになってきている。

たとえば長らく女性を主として家庭の内部に閉じ込めていた圧力が和らぐ一方、各種産業の担い手不足に端を発する女性労働力への要請が生まれると、今度は逆に「女性の活躍」や「女性の社会参加」が求められるようになり、職場や社会生活において（少なくとも表向きは）女性の視点の尊重が求められるようになった。そして現在、男性／女性といった二分法には収まらない多様なアイデンティティや性的指向の存在も知られるようになり、様々な人々の共生が重要な課題として認められるようになってきている。

また、これまで障害やハンディキャップのある人々は、その程度が重度であれば各家庭や各種の施設にとどまるよう強いられ、軽度であってもそうした障害やハンディキャップが否定的に捉えられるなど、その差異を人々の目から隠すように強いられてきた。しかし、インクルーシブ教育に関する各種の施策が国際的に求められるようになる中、徐々にそうした差異の存在もまた可視化されるようになってきた。そして、そうした差異の存在を前提として、社会の中での共生の方法が探られるようになってきているのである。

こうしたジェンダー問題やアイデンティティ・性的指向、各種の障害やハンディキャップによって生まれる個々のニーズを「文化」とくくり、「多文化共生」の名の下で扱うことには異論もあるかもしれない。しかし、マジョリティが自明視する生活様式やアイデンティティのみを「正統」とみなしてきたこれまでの社会で、不可視化されてきた様々な生活様式やアイデンティティを等しく「正統」なものとみなし、それらの共生を目指す現在の方向性と「多文化共生」とは、目指す社会のあり方において大きく重なる部分を持つものと思われる。

そして、こうした「多文化共生」は、教育システムと政治・経済・福祉などの他の社会システム、学校教育と社会教育、教科学習と教科外活動などのいずれにも等しく関わるものであり、学問としての教育学の重要な研究対象となるものでもあろう。

もっとも、これまでの細分化された教育学研究においては、たとえば教育社会学等をはじめとする特定の部分領域においては積極的に検討が行われる一方、そうしたテーマをほとんど研究対象としてこなかった部分領域も存在する。だが、上で述べたように、「多文化共生」は教育システムと政治・経済・福祉などの他の社会システム、学校教育と社会教育、教科内活動と教科外活動などのいずれにも等しく関わるテーマであり、本来はいずれの部分領域においても検討に値する重要なテーマであると思われる。そこで、教育学に関する総合学会としての本学会では、開催県である熊本の教育現場で外国につながる子どもたちの対応が課題になっていることも加味し、今回の総合部会のテーマとして「多文化共生」に焦点を当て、「「多文化共生」に教育学研究はどうアプローチできるか—教育学研究のアクチュアリティを問い直す—」との題のもとで検討を行いたい。

- 1 出入国在留管理庁（2023 年 10 月 13 日）「報道発表資料『令和 5 年 6 月末現在における在留外国人数について』」（2024 年 4 月 2 日閲覧）

URL : https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html

自由研究発表：1日目（11月9日 土曜日）

【第1分科会】 教育哲学

131教室

司会：定方 太希（九州看護福祉大学）

①9：30－10：00

戦後民間教育運動の分断を生成した思想的相克－同和教育運動をめぐる争点を事例として
－ 板山 勝樹（名桜大学）

②10：00－10：30

省察の形式化に対する批判的検討－G. ビースタの「実存的省察」概念を手がかりに－
茂見 剛（尚絅大学）

③10：30－11：00

「意欲的に学ぶ子ども」という思想についての考察

岡野 亜希子（近畿大学）

④11：00－11：30

隠れたカリキュラムは「教える-学ぶ」関係を相対化できるか

齋藤 圭祐（九州大学大学院）

〈11：30－12：00 総括討論〉

戦後民間教育運動の分断を生成した思想的相克

—同和教育運動をめぐる争点を事例として—

○板山 勝樹（公立大学法人 名城大学）

1. 本発表の課題

本発表の目的は、同和教育運動をめぐる解放教育論者（部落解放同盟支持者）と自主的・民主的同和教育論者（日本共産党支持者）との間の部落問題認識、同和教育認識における争点を、日本共産党が「主張」する国民融合論の骨子を視角として分析・考察することを通して、今後検証すべき点を指摘するとともに、戦後民間教育運動の分断を生成した思想的相克の根本を明らかにすることである。

平和、民族独立、民主主義を標榜する戦後革新勢力は、一九六〇年代あたりの時期から内部での分断が現れた。藤原修は、原水爆禁止運動（以下、原水禁運動）の分断について、次のように述べた。

一九五九年の安保改定をめぐる保革の対立の中で、運動から自民党系などの保守層が脱落し、さらには、一九六一年のソ連の核実験再開以降、これに対して反対すべきかどうかをめぐって、革新陣営内で大きな対立が起こり（中略）一九六三年に、この運動は大規模な分裂を経験する。（中略）以後、原水禁運動は、保守系の核兵器禁止平和建設国民会議（核禁会議）、共産党系の原水爆禁止日本協議会（原水協）、社会党・総評系の原水爆禁止国民会議（原水禁）の三つに分かれて継続される。[藤原 二〇一〇：八六]

このような戦後革新勢力の分断は、部落解放運動や民間教育運動、そして、同和教育運動においてもみられた。

本発表で視角とする国民融合論の骨子は、第一に、部落問題の根拠を、封建遺制の存在とみる「差別＝封建遺制」論¹⁾、第二に、戦後の「近代化」²⁾の進展によって部落問題は解決の方向に向かうとする「近代化」論、第三に、部落内外の「格差是正」と交流の拡大、国民融合の必要性（以下、「国民融合の必要性」）を唱える点にあった。以上の三点から、部落解放同盟による部落解放運動の考え方を支えていた三つの命題（自主的・民主的同和教育論者のいう「朝田理論」）等の評価をめぐって、部落解放同盟と日本共産党は対立し、その対立は教育領域にも影響を及ぼした。

同和教育運動をめぐる対立は、広く教育（研究）者にも影響を及ぼしたとされる。小沢有作は、「日教組運動、民間教育運動においても見方の亀裂が生じた。極言すれば、同和教育に関わって教育運動が二分される状況がみられた」とし、「同和教育問題をさわれば火傷する問題であるかのように見る雰囲気」が研究者の間に広まり、「七〇年代に入ると、学会の中で、また広く教育研究者の間で、同和教育問題は避けて通りたい問題に転じ、今に引き続いているように感じられる。」と証言している[小沢 一九八二：一一八—一一九]。

これまで、自主的・民主的同和教育論者による解放教育批判とそれへの反論が様々な論者によって展開されてきたのだが、その議論の争点、思想的相克を整理する作業は十分だと言えない状況である。そこで本発表では、解放教育批判の急先鋒であった西滋勝を中心とした自主的・民主

的同和教育論者の「主張」を読み解くことを通して、一点目に、国民融合論の骨子である「差別＝封建遺制」論と「近代化」論に基づく批判、二点目に、「国民融合の必要性」に基づく批判を取り上げ、その具体と今後検証すべき点を指摘する。最後に、彼らの「主張」の構造を考察し、戦後民間教育運動の分断を生成した思想的相克を生み出した根本を明らかにする。

2. 本発表の結論（概要）

部落問題認識、同和教育認識をめぐる解放教育論者と自主的・民主的同和教育論者の間での主要な争点は、国民融合論の骨子である「差別＝封建遺制」論と「近代化」論に基づく①部落差別拡大再生産論、②急進主義と、「国民融合の必要性」に基づく③部落排外主義、④「民主主義教育の原点・中核」論であったことを明らかにした。

そして、自主的・民主的同和教育論者が①～④を批判する根本の一点目は、日本共産党支持者が抱く民主統一戦線におけるヘゲモニー主義と、国民融合論の第三骨子である「国民融合の必要性」に基づく部落第一主義批判だと言える。それによって、部落問題認識、同和教育認識における③・④といった批判がなされた。

二点目は、二段階革命論と戦後資本主義は部落差別を「温存」しないという日本共産党支持者の自論、それに基づく国民融合論の第一・二骨子である「差別＝封建遺制」論、「近代化」論に基づく、①・②といった批判であったと整理することができる。

注

- 1) 森実は、「部落差別を封建遺制であり、封建遺制の残りものであるとみれば、生活実態の中に部落差別が現れているという方向にはなりにくい。せいぜい意識面でのこった差別性を何とかすることは課題となってしまふ。全同教の中で繰り返し問題になってきたことである。結局、一九五〇年代から教育委員会に近い人々が主張してきたのと同じような内容を一九七〇年代になって日本共産党が『主張』するようになったのである。日本共産党の影響下にあった実践家や研究者は同和教育から離れていくようになり、同和教育を批判するようになった。その典型が、東上高志や西滋勝である。」[森 二〇二二：一七三]と述べ、差別意識を問題とする議論（「観念」論）へと向かいやすく、「差別＝実態」論と背反する「差別＝封建遺制」論を批判した。
- 2) 杉之原寿一は、地主制の解体等の戦後の「政治・経済・社会の仕組み」の変化と、「国民における民主的自覚と主体的な力量」の成長、同和对策事業特別措置法（以下、同対法）に基づく同和行政の推進といった「民主化」によって、部落問題は解決に向かっているとした[杉之原一九九二：五〇七]。こうした戦後の変化を本発表では、「近代化」と呼ぶことにする。

<参考文献>

- 小沢有作 一九八二 「シンポジウム『同和教育の今日的問題』（日本教育学会第四〇回大会の記録）」東京都立大学人文学部編『人文学報』通号一五五、一一七―一四七頁
- 西滋勝 一九八一 『同和教育の研究』部落問題研究所出版部
- 藤原修 二〇一〇 「原水爆禁止運動の分裂をめぐる一安部一成の平和運動論―」東京経済大学 現代法学会編『現代法学』第一九号 東京経済大学 現代法学会、八五―一二二頁
- 森実 二〇二二 「部落解放をめざす教育の展開」朝治武・黒川みどり・内田龍史編『現代の部落問題<講座 近現代日本の部落問題>第3巻』解放出版社、一五二―一八五頁 等々

省察の形式化に対する批判的検討

—G. ビースタの「実存的省察」概念を手がかりに—

○ 茂見 剛（尚絅大学）

1. 本発表の概要

本発表は、省察の形式化がもたらす教師の学習に対する影響について、より分析的な検討を行うものである。この作業を通して、省察の形式化を批判的に捉え直すことが本発表の目的である。なお、本発表では、「省察の形式化」という表現を、省察を特定の手続きに従って進めることを指す言葉として使用する。たとえば、コルトハーヘンの ALACT モデルのように省察の手順を示したフレームワークや、リフレクションシートのようなツールを活用するケースが、ここでの「省察の形式化」の範疇に入る。

そのために、本発表は次の手順を踏む。まずは、省察の形式化がもたらす功罪について、先行研究の検討を通して明らかにする。次に、G. ビースタが、省察の形式化がもたらす問題を克服する省察論として提起した、「実存的省察 Existential Reflection」概念を検討する。ここでは、実存的省察によって促進される学習の姿を明らかにした上で、それとの対比で、省察の形式化によって促進される学習の特徴を浮き彫りにする。最後に、これまでの議論を踏まえ、総合的な考察を行う。

2. 問題の所在

省察概念は、国内外の教師教育政策・研究に広く受容され、教育学における重要概念の一つとなっている。とりわけ、同理論は、教師の学習と関連が深いものとして位置付けられている。

教師教育学の領域では、教師の学習を促す省察をより確実なものとするためのフレームワークやツールが提案されている。代表的なものとして、Korthagen & Vasalos (2005) による、ALACT モデルや八つの問い、玉ねぎモデルといったフレームワークがある。とりわけ、経験に基づく省察の理想的なプロセスを方法論的に体系化したものである ALACT モデルは、実践の「前提を疑う」ための省察の方法に関する具体的な手順と方法を提示していると評価されており（坂田 2019 : 8-9）、国内外の教師教育実践・研究で広く参照されている。たとえば、村井尚子（2019）は、ALACT モデルを用いたリフレクションが、行為の選択肢の質の変容をもたらすことを明らかにしている。また、若木常佳（2023）は、コルトハーヘンの省察論に基づくリフレクションをサポートするためのツールである「対話シート」を開発し、その有効性を示している。このように、教師教育学の領域では、省察を促すためのフレームワークやツールを開発し、一定の手順に従った省察論としてモデル化することによって、教師の学習を促進しようとする動きが見られる。言い換えるならば、教師の学習をより確実なものとするために、省察を形式化していると言える。

しかし、そうしたフレームワークやツールを活用する省察の形式化に対して、懐疑的なまなざしを向ける研究も存在する。たとえば、Croix & Veen (2018) は、「リフレクティブ・ゾンビ reflective zombie」という表現を用いて、省察の形式化を批判する。Croix & Veen は、チェックリストがあることで、省察を行う人は、どのようなリアクションを見せれば「良い省察 good reflection」を行っていると評価されるのかを見抜き、自らの言動を、実際には省察することなしに、その評価基準に迎合することがあると指摘する。ここで特筆すべきなのは、実際に「良い省察」を行っている場合と評価基準に迎合する場合とを見分けることが、難しいということである。なぜならば、評価基準に迎合す

る人は、その状況において期待される姿を表すようにふるまうので、見かけ上「良い省察」を行っている人との区別がつかないからだ。このように、外面的には省察をしているように見えるが、実際には省察をしていない状態を、クロワとフェーンは、心の哲学を専門とする D. チャーマーズが行った思考実験に登場する「哲学的ゾンビ philosophical zombie」になぞらえて、「リフレクティブ・ゾンビ」と呼んでいる。また、村井大介（2024）は、「省察」の視点を内面化することが期待できるため、このようなリフレクションシートの開発は、「省察」する教師としての身体や、実践習慣、さらには「省察」を重視する教科文化そのものを形成することに寄与しうる」（村井 2024：p. 74）と評価する一方で、「外部から与えられた視点を内面化することにより、実践者が意味を見出すレリヴェアンスを固定化してしまい、実践者自身が「省察」の在り方そのものを問い直す自律性が疎外されてしまう危険性が考えられる」（村井 2024：p. 74）という懸念点を示している。つまり、省察の形式化は、省察による学習を促す上で有効に機能し得るが、特定の方法に習熟することが、却って省察を阻害する可能性があるという指摘である。

本発表は、省察の形式化に対する評価が二分しているという認識の下、こうした現状に対する見通しをより良くするために、教師の学習という観点から考察を行う。その際、G. ビースタの「実存的省察」概念を手がかりにする。ビースタは、自身の教師教育実践をふりかえりながら、「リフレクティブ・ティーチングというアイデアは、実際にはあまりにも形式化（formulaic）されており、教師や養成課程の学生が、自身の実践について熟慮することを妨げているように思える」（Biesta 2019：117-118.）と述べ、省察を重視する教師教育の現状に対する不満を表している。ビースタは、こうした問題意識に基づき、「実存的省察」概念を提示する。この省察概念の特徴は、“What have you learned?”（「経験から何を学んだか？」）という、省察に基づく教師教育においてしばしば問われる問いではなく、“How have you been?”（「経験の中で、あなたはどのように存在していたのか？」）を問う点にある。当日は、こうしたビースタの省察論において想定されている教師の学習の姿を分析した上で、そこから得られた示唆を手がかりに、考察を進める。

<参考文献>

- 坂田哲人（2019）「リフレクションとは何か」、坂田哲人・中田正弘・村井尚子・矢野博之・山辺恵理子編著『リフレクション入門』、2-11。
- 村井大介（2024）「教科教育のk 延久領域における「省察」の受容・展開とその課題」、山崎準二・高野和子・浜田博文編『「省察」を問い直す―教員養成の理論と実践の検討―』、学文社、63-80。
- 村井尚子（2019）「省察による保育観の問い直し：ALACT モデルを用いた教育実習のリフレクションを通して」、『京都女子大学発達教育学部紀要』15、69-80。
- Biesta, G. (2019) . How Have You Been? On Existential Reflection and Thoughtful Teaching. Webster, R.S., Whelen, J.D. (ed) *Rethinking Reflection and Ethics for Teachers*. Springer. 117-130.
- de la Croix A, Veen M. (2018) . The reflective zombie: Problematizing the conceptual framework of reflection in medical education. *Perspect Med Educ*. 7(6) 394-400.
- Korthagen, F., & Vasalos, A. (2005). Levels in reflection: core reflection as a means to enhance professional growth. *Teachers and Teaching*, 11(1), 47-71.

「意欲的に学ぶ子ども」という思想についての考察

○ 岡野 亜希子（近畿大学）

本発表の目的は、子どもの学習意欲を重視する教育観の一例として、教育法規や教育行政文書等の記述を確認しながら、その背景にある人間観や教育思想の一端を描くことにある。さらに、意欲を評価することや、教育が子どもの内面へ介入することの意味についても考えてみたい。

「意欲」は、現在の学校の学習評価において重要な観点のひとつと位置づけられている。例えば教育基本法（2006）第6条2項では、「意欲」という言葉が次のように使われている。

前項の学校においては、〔省略〕教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。（下線部強調は筆者による）

教育基本法によれば、「教育を受けるもの」、すなわち学校においては児童や生徒自身が、「自ら進んで学習に取り組む意欲を高め」られるようにならなければならない。このことは、学校教育法において「主体的に学習に取り組む態度」の養成として登場する。同法第30条2項は、小学校の教育の目的を達成するために留意すべきことのなかに、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを挙げている。この「主体的に学習に取り組む態度」とは、2016年に中教審答申が、従来の「関心・意欲・態度」に代わって、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（平成28年12月）」のなかで新たに示した観点である。答申では、「子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる」とされている。

さらには、その答申を受けて出された学習指導要領の中にも、「学習意欲」や「読書意欲」などの「〇〇意欲」という言葉がしばしば登場する。そこでは、「意欲を育てる」、「意欲的に取り組まない生徒の指導を工夫する」などの表現によって、子どもが意欲的に学ぶことができるように、教師が必要な指導や働きかけを行うことになっている。

これらの教育政策上の要求は、直接的には教師に対するものであるが、一方では、子どもに対するものでもある。子どもには、教師の働きかけを通じて学びへの意欲をもつ・高めることが求められているためだ。単に学習目的を達成すればよいのではなく、「意欲的に」目的を達成しなければならない。このとき子どもは、どんな動機や手段を使っても最終的に学習に取り組むことができるようになればよい、と言われているのではない。子どもは意欲的に、すなわち、他人に命じられることなく自ら進んで、学びたいという心からの気持ちや自らの積極的な意志をもって、学習に取り組まなければならないのである。

もちろん、学習目標は子ども自身ではなく、教師が設定するものである。それにもかかわらず、上記のような教育法規では、教師の適切な働きかけによって、子どもが（教師の都合で設定された）学習に意欲的に取り組むことができると考えられている。そこには、教師が学ばせよう

としていることを、(なぜだか) 教師に命じられることなく、自ら進んで、積極的な意志をもって学ぶ子どもの像が前提とされている。

本発表では、ルソーの教育論『エミール』の記述等を参照しながら、このような「意欲的に学ぶ子ども」像とその問題性を考えていく。子どもの自発性を重要視した児童中心主義や新教育の思想とその実践、さらにその系譜上にある教育学研究や教育実践、そして数多くの一般書などが前提とする子ども観にもつながるように思われるからである。

<主要な参考文献>

ルソーのテキストはプレイヤード版を用い、引用の際は OC と略記して示す。

Rousseau, J.-J. 1969[初出 1762], *EMILE OU DE L'ÉDUCATION*, *Oeuvres Complètes IV*, Pléiade, Paris 1969. (樋口謹一訳 1980「エミール (上)」『ルソー全集 6』、「エミール (下)」『ルソー全集 7』白水社、今野一雄訳 1962『エミール (上)』、1964『エミール (下)』)

Cunningham, Hugh 1995, *Children and Childhood in Western Society Since 1500*, Pearson Education Limited.

原聡介 1992 「近代における教育可能性概念の展開を問うーロック、コンディヤックからヘルバルトへの系譜をたどりながらー」『近代教育フォーラム』第 1 巻、教育思想史学会

今井康夫 1991「教育学批判の系譜」『近代教育思想を読み直す』新曜社.

吉岡知哉 2009「エミールとそら豆」『思想』岩波書店、pp. 116-131

中央教育審議会答申 2016『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(平成 28 年 12 月)』

文部科学省 2018 『小学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月告示)』

隠れたカリキュラムは「教える・学ぶ」関係を相対化できるか

○ 齋藤 圭祐（九州大学大学院・院生）

1. はじめに

教育学において、教えたことと学んだことが必ずしも（あるいは全く）一致しないという指摘は、特別引用を示さずとも共有されている前提である。それゆえ、教える側（特に教師）が教えようとしている内容を理解するだけでは把握しきれない、学ぶ側（特に生徒）の実際に学んだ内容を捉えるため、さまざまな試みがなされてきた。そうした試みの一つに、「隠れたカリキュラム hidden curriculum」という概念を用いた一連の研究がある。

隠れたカリキュラムとは、一般的に「学習指導要領などの明示的・計画的なカリキュラムに対して、潜在的・非意図的なカリキュラム」（荻谷,2005）を意味し、「明示的・計画的なカリキュラム」を把握するだけでは捉えきれない、子どもたちの学習の全体を捉えるための概念として注目されてきた。例えば、「hidden curriculum」という言葉をはじめて使用した P.Jackson は「学業上の成功や失敗を基準として与えられているように思われる報酬や罰の多くは、実際には隠れたカリキュラムの習得により密接に関係している」（Jackson,1968,p34）と述べる。すなわち、学校において学習上の成功を決定づける要因として、明示的・計画的なカリキュラムをどれだけ学んでいるかということ以上に、遅刻しないことや教師のいうことを聞くことなどの方がより重要であることを示すため、明示的・計画的なカリキュラムを捉えるだけでは理解できない学習の経験を捉えることのできる隠れたカリキュラムという概念を発明したのである。また、M・アップルは隠れたカリキュラムという概念を、学校において既存のイデオロギーに対する肯定的な態度の学習が生徒に生じていること、すなわち、学校がもつ社会統制機能を明らかにするものとして用いた（アップル,1986）。このように、隠れたカリキュラムという概念は、生徒の学習経験から学校の社会統制機能までを明らかにする重要なものとして捉えられ、教育哲学・教育社会学・教育方法学の分野で盛んに論じられるようになった。

一方で、隠れたカリキュラムという概念を利用するにあたって、「隠れた」と形容されるものがどのように隠れているのか、あるいはそもそもそれは本当に隠れているのかという点がしばしば論争の対象となってきた（Vallance[1973]）。それゆえ、一部の論者によってこの概念が批判されることもしばしばあった（Cornbleth[1984] Lakomski[1988]）。だが、そうした指摘がありつつも、より正確な定義が模索され（Martin[1976]、Gordon[1982]）ることでこのような問題点の解決が目指されている。

しかし、上記のような仕方では隠れたカリキュラム概念の曖昧さを解消し、この概念を現場の実践を把握するための概念として用いようとするだけでは、うまく分析できない現象がある。その現象とは、隠れたカリキュラムという概念がある程度人口に膾炙した現状^{（注1）}において生じる、教師たちによる隠れたカリキュラムという概念の意図的な使用である。実際、こうした現象も隠れたカリキュラム研究の一つとして取り入れようとする動き（氏原[2013]）もあるのだが、その試みは十分なものとはいえない。

そこで、本稿では、こうした現象の分析を可能にする方法論として人類学者・中川理の「どうとでもあり得る世界」の記述をめぐる論考（中川[2007]）を参照する。この論考は従来、人々に認識されない社会のありかたを記述することでその社会の別なるありかたを模索しようとした批判社会学の限界を指摘し、むしろ人々がそのような社会のありかたを認識してしまっている状況を分析するプラグマティック社会学という方途があること、そしてそれには一定の意義があるこ

とを非常に明晰に示している。そして、このような議論は、従来の隠れたカリキュラム論が陥った問題点を指摘し、隠れたカリキュラムという概念が人口に膾炙した現状を捉えることを可能にする。

ただし、プラグマティック社会学が社会という強者と弱者が安定してない空間を捉えるための概念だからこそ批判社会学とは違う現実批判の力をもっていたのとは異なり、「隠れたカリキュラム」があくまでも教師—生徒という揺るがしがたい上下関係をもとに成り立っているという現状は考慮に入れられねばならない。したがって、隠れたカリキュラムをめぐる議論にプラグマティック社会学のやり方を流用する際の限界についても本稿において指摘したい。こうした指摘は、中川の論考とは違った形で、批判社会学とプラグマティック社会学の融和の地点を示すことにつながるだろう。

<注>

注1 例えば、文部科学省は人権感覚の育成にあたって顕在的カリキュラムの整備と並んで、隠れたカリキュラムが重要であることを明言している（文部科学省,2007）。

<参考文献>

- Cornbleth, C. (1984) "Beyond Hidden Curriculum?", *CURRICULUM STUDIES*, VOL. 16, NO. 1, pp. 29-36.
- Gordon, D. (1982) "The Concept of the Hidden Curriculum", *Journal of Philosophy of Education*, Vol. 16, No. 2, pp. 187-198.
- Jackson, P. W. (1968) *Life in classrooms*, New York, Holt.
- Lakomski, G. (1988) "Witches, Weather Gods, and Phlogiston: The Demise of the Hidden Curriculum", *Curriculum Inquiry*, Vol. 18, No. 4, pp. 451-463.
- Martin, J. R. (1976) "What Should We Do with a Hidden Curriculum When We Find Out?", *Curriculum Inquiry*, Vol. 6, pp. 135-151.
- Vallance, E. (1973) "Hiding the Hidden Curriculum; An Interpretation of the Language of Justification in Nineteenth Century Educational Reform", *Curriculum Theory Network*, Vol. 4, No. 1, pp. 5-21.
- アップル, M. W. (1986) 『学校幻想とカリキュラム』, 門倉正美他訳, 日本エディタースクール出版部.
- 氏原陽子 (2013) 「意図的な隠れたカリキュラム」『名古屋女子大学紀要 59 (人・社)』, pp. 149-159.
- 荻谷剛彦 (2005) 『学校って何だろう』, 筑摩書房.
- 中川理 (2011) 「どうとでもありえる世界のための記述—プラグマティック社会学と批判について」春日直樹編『現実批判の人類学——新世代のエスノグラフィへ』世界思想社, pp. 74-93.
- 文部科学省 (2007) 「人権教育の指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ]」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/004.htm (2024 年 10 月 12 日取得)

自由研究発表：1日目（11月9日 土曜日）

【第2分科会】 教育社会学

132教室

司会：片桐 真弓（尚絅大学短期大学部）

①9：30－10：00

保育・幼児教育を通じた伝統文化の継承と持続の可能性

－地域との協働 沖縄県竹富町小浜島の事例を手掛かりに－

佐久本 邦華（沖縄キリスト教短期大学）

②10：00－10：30

農村地域在住の芸術家による芸術活動と地域振興の可能性Ⅰ

－鹿児島県湧水町の事例から－

植村 秀人（南九州大学）

③10：30－11：00

専門学校を拠点とした地域活性化の取組み

植上 一希（福岡大学）

〈11：00－11：30 総括討論〉

保育・幼児教育を通じた伝統文化の継承と持続の可能性

ー地域との協働 沖縄県竹富町小浜島の事例を手掛かりにー

○ 佐久本 邦華（沖縄キリスト教短期大学）

1. 研究の目的と背景

沖縄県には9つの国指定重要無形民俗文化財があるが、9つのうち6つが宮古・八重山の祭祀である。また、伊江島を含めると、7つは離島での祭祀であり、沖縄本島の国指定重要無形民俗文化財は2つにとどまる。このことは、離島においてより多くの伝統芸能や祭祀が、歴史上、または芸術上価値の高い状態で残されていることを示している。保育・幼児教育と伝統芸能や文化とのかかわりを考えるとき、地域に根差しながら原形に近い形で継承されている文化財の減少は、子どもたちの感性を育む文化的環境が失われつつあることを示すものである。伝統芸能や文化の持つ教育力について考え、維持・継承していくことは、今後の保育・幼児教育において重要な課題である。よって本研究は、保育・幼児教育のフィールドから、地域に継承されている伝統芸能や文化と子どもたちとのかかわりを捉え、祭祀の持つ教育力について、そして、持続的な文化の継承について考察する。

2. 八重山圏域離島の持つ地域力

日本の総人口は2022年現在、12年連続で減少している。また、15歳未満人口に関しても減少傾向は続いており、前年比で28万2千人の減となった。沖縄県においても2022年は、1972年の本土復帰以降初めて人口が減少に転じた。15歳未満人口についても同様に減少傾向が見られ、2020年までの過去20年間では21,033の減となっている。[総務省統計局：2024]。

沖縄県の離島でも状況は同じであり、市町村別年齢階級別人口の統計[沖縄県：2024]によると、1995-2020の25年間で、ほとんどの離島圏域（北部圏域・中南部圏域・宮古圏域）で総人口の減少が確認できる。しかし、唯一、八重山圏域の離島総人口だけが増加（47,086人・53,255人）を記録した。また、八重山圏域離島の市町村である石垣市、竹富町、与那国町では、15歳未満人口の同地区の総人口に対する割合が、それぞれ17.4%（石垣市）、18.0%（竹富町）、18.0%（与那国町）と、沖縄県計の16.9%を上回った。沖縄県の総人口が減少に転じた中での、八重山圏域離島の人口増、そして、15歳未満人口率の高さは、子育て世代の暮らしやすさや教育力の高さ、また、地元住民だけではなく移住者にとっても魅力的な地域であることを示しているのではないだろうか。

3. 伝統芸能の継承と地域の教育力

人口増を続けている八重山圏域では年中行事が多く残されている。また、国指定重要無形民俗文化財に指定されている八重山圏域の祭祀（竹富島 種子取（たんどる）、与那国島 祭事の芸能、西表島 節祭（しち）、小浜島 盆（そーら）・結願祭（しちい）・種子取祭（たなんどうる））では、幼児を含む子どもたちにも祭祀の重要な役目を与えられており、このような環境を幼児期から享受していることが、文化の継承と維持、そして地域の教育力を強化していると筆者は考える。竹富島の種子取祭の持つ教育力[梶裕史 2015]や、小浜島の集落行事と学校教育との関係[宮崎沙織 2012]、また小浜島における生涯教育システムとしての年中行事[加賀谷：2005]などから、八重山地区の行事の持つ教育力について示唆を得ることができる。本研究では、こうした伝統文化の継承と地域の教育力についての示唆をふまえ、特に子どもたちの視点を含めた考察を行いたいと考える。地域の保育・幼児教育にどの

ように伝統行事が取り入れられ、子どもたちの感性を豊かに育んでいるのか。子どもたちは、小中学校においてどのように文化を学び、行事に関わり、それをどのように捉えているのか。就学前教育、そして就学後の教育と地域がどのように関わっているのか。保育者、教育者、そして、児童生徒に対しアンケートやインタビューを実施し、考察を進める。

今回は、数ある八重山圏域の離島の中でも、小浜島を対象に調査を実施した。理由は、①今もなお、家族単位で手織り着物が生産され、島民がそれらを行事で身に付けていること[伊藤：2020]。②古く貴重な染織衣装が島に多く残されており、それを丁寧に管理し、今でも伝統行事で着用していること。③島の年中行事で子どもたちが積極的に島言葉を用い、大人たちと関わる環境があること。④島の保育所で子どもたちが日頃からわらべうたを習ったり、島の植物を用いた草木染を行ったり、また、発表会では伝統芸能が取り入れられていること、などが挙げられる。地域の教育力が「地域の自然・文化・人間関係から生起する教育であり、地域自体から発する教育力」[教育学大事典：1990]と定義されるのであれば、行事を軸とした大人と子どもたちの関わり、伝統芸能の衣装や小道具、踊り、音楽、言葉などを含む歴史と文化が色濃く紡がれてきた小浜島の人的環境と物的環境を調査することで、地域の持つ教育力について、そして乳幼児期からの伝統文化の継承・維持について、多くの学びが得られると考えている。

4. 事例の概要と研究の方法

小浜島では多くの年中行事が残されているが、その中でも盆（そーら）・結願祭（しちい）・種子取祭（たなんどうる）の3つが国指定重要無形民俗文化財に指定されている。その中で一番多くの芸能が奉納されるのは結願祭であり、祭祀2日目の舞台奉納は外部の人間も鑑賞することができる。多くの子どもたちも演者として参加するこの行事について焦点をあて、今回アンケートとインタビューを実施した。対象者は小浜保育所の保育者、小浜小中学校の教員および児童生徒、また、退職された元小浜小中学校校長である。今回の発表では、これらの結果を通して、伝統行事と子どもたちのかかわりについてまとめ、また、子どもたちの声を拾うことで、伝統行事と保育・教育現場との関わりと、行事の持つ教育力について考察を行う。

<要旨内参考文献>

- 梶裕史 2015 「竹富島の「文化的景観」を支えるもの―その無形要素の特色についての考察」『人間環境論集』人間環境学会、第15巻2号、69-123項
- 加賀谷 真梨 2005 「沖縄県・小浜島における生涯教育システムとしての年中行事」『日本民俗学』、242号、35-63項
- 井田仁康 編／宮崎 沙織 2012 「地域と教育―地域における教育の魅力―から」学文社、208-220項
- 伊藤紫 2020 「産業化されない織物作りと地域社会―沖縄県小浜島の事例―」『島嶼研究』第21巻1号、75-89項
- 沖縄県竹富町教育委員会 2006 「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 小浜島の芸能 民俗文化財地域伝承活動（資料作成・周知）報告書」沖縄県竹富町教育委員会
- 沖縄県企画部 2024 「離島関係資料」沖縄県
- 総務省統計局ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2022np/index.html> （2024年10月4日付最終アクセス）
- 細谷俊夫 ほか編 1990 「教育学大事典」第一法規出版

農村地域在住の芸術家による芸術活動と地域振興の可能性 I

—鹿児島県湧水町の事例から—

○ 植村秀人（南九州大学）

1. はじめに

報告者は、農村地域在住の芸術家の芸術活動が、学習活動のみならず地域課題解決や地域振興・活性化に貢献する可能性に着目している。芸術家の活動は、自らの表現活動として行っているものであるが、その創作活動によって地域社会への影響も生じる。それは、芸術家が様々な芸術活動を行い、その周りの人々が芸術を楽しむことに留まらない。芸術家の芸術活動によって与える影響は、様々な課題を抱える地域社会の課題解決や課題を超えた地域活性化に繋がるのではないかと考えられる。報告者は、事例として鹿児島県湧水町における地域在住の芸術家の活動事例から、その可能性について検討していきたい。

2. 研究の背景

（1）現代の課題と学習

現代日本における課題は多様であり、人口の減少・高齢化・地域経済衰退・過疎化・孤立化（人々の繋がりや弱体化）・国際化・情報化といったものを例示できる。これら課題の解決に向けて、社会教育・学校教育が果たす役割は大きいものがあると考えられる。それは、課題に直面している人々自身が様々な学習を行うことや人材育成によって解決を目指す選択肢があるからである。課題に直面している人々の学習では、日常生活などにおける課題に対して取り組んでいる人々が、課題解決に向けて様々な活動やそのための学びを行うことを指している。また、課題解決のための人材育成は、学校などで実際の課題を解決する知識・技術などを教育し、専門家などとして社会に供給することを指している。双方とも学習行為によって課題解決に繋げるという共通性を持っており、教育の果たす役割は重要となる。

（2）現代における2つのつながりの喪失

報告者は、前述の課題の解決には、地域社会における2つの繋がりを再形成する必要があると考えている。

1 つは地域住民同士の繋がりである。地域住民同士の繋がりは、昭和の中期ごろまでは各家族の生活や仕事（産業）を成立させるために、両面において地域住民同士がお互いに協力することから構築・維持されてきたとみることができる。これが、社会・生活の多様化や官民のサービスの充実によって、弱体化してきたと指摘でき、現在では地域課題解決のためだけに地域住民の繋がりを構築することは困難となっている。

もう1つは、地域（場）と人々とのつながりである。これも社会・生活の多様化によって、人々が従来と比較し場所に拘束されなくなっている。そもそも「地域社会」といった概念が人によって異なることすら指摘されている。

このような中では、人と人・地域（場）と人々を繋げる新しい何を作り出す必要がある。この「新しい何か」として芸術を位置づけられるのではないかと提案する。芸術家による芸術活動や影響を受けた地域住民の芸術活動は、新しい地域文化となり、2 つのつながりの再形成につながると考えられる。

3. 地域課題と芸術の可能性

地域社会では、これまでも伝統行事・地域芸能を継承する活動が各地で行われてきた。これも前述の2つの繋がりを再形成する可能性はあり、そのような成果もはたしてきたと考えられる。それでは、なぜ本報告では、芸術家の芸術活動に視点を向けるのかを説明する。

まず、新しい地域の伝統文化を創造することがあげられる。伝統行事・地域芸能の課題を指摘するとすれば、これまでの地域の繋がりを基盤として実施されており、新しい参加者を確保すると視点で課題が考えられる。

また、地域における芸術家の可能性が広がってきていることも挙げられる。今回対象とする鹿児島県では、行政・民間レベルによって芸術と地域振興の取り組みが行われてきた。それらには課題もあったが、近年では「地域おこし協力隊」制度を活用している自治体も見受けられる。このような自治体では、「地域おこし協力隊」の隊員として芸術家を他地域から招聘し、任期終了後もその自治体に残ってもらうような施策を取っている。このような状況が生まれている中で、地域課題と芸術の関わりを検討することには大きな意義があると思われる。

4. 対象とする地域と事例

(1) 対象とする地域

本報告では、鹿児島県湧水町の事例を報告する。湧水町は、2005年（平成17年）に旧栗野町及び旧吉松町の合併により成立した。産業は、農業や林業が主体の地域である。湧水町も他の地域同様で人口減少が深刻であり、現在の人口は8,397人・世帯数4,645世帯（令和6年6月末）であり、合併時点（2005年実施の国勢調査）の人口12,566人・世帯数4,923世帯からは急激に減少している。町の地理的特徴としては、鹿児島県北部内陸部、鹿児島県・宮崎県境に存在する霧島連山の麓に位置している。また町内には、2000年秋に開館した野外美術館である霧島アートの森が所在する。今回テーマとする芸術家の活動を研究するには条件の整った町といえる。

(2) 対象とする事例

本報告では、湧水町在住の芸術家グループが、霧島アートの森において行った個展を事例として、指摘した課題の観点から報告を行うこととする。霧島アートの森で、このような地元の芸術家による個展は初めての取り組みとのことであった。個展は、2023年11月4日から12日に開催された第1回と2024年7月19日から27日に開催された第2回の計2回からなる。会場は、霧島アートの森アートホール（本館）1階の多目的ホールを期間内貸し切り開催した。個展は、第1回目は地元の2名の芸術家（陶芸・染色）が、第2回目は前回の2名に加えて書道家が加わり計3名で行った。なお、報告者は、この2回の個展の際に芸術家グループの協力を得て、個展来場者へのアンケートを実施しており、報告ではこの結果についても取り上げる。

5. おわりに

本報告では、農村地域在住の芸術家の芸術活動が持つ可能性について、地域課題解決や地域振興・活性化の視点で報告を行うものである。鹿児島県湧水町在住の芸術家グループの活動から、地域課題解決に向かう人々の繋がり・人と地域（場）の繋がりの形成の可能性、新しい地域文化の形成の可能性、芸術を中心とした地域活性化の可能性について検討し報告する。

また、芸術活動は、芸術家自身の芸術活動だけでなく、それに触発された地域の人々の芸術への関心の高まり、地域の人々の芸術実践へつながることが期待できる。さらに、社会変化や限られた行財政課における生涯学習の縮小の課題もある。地域における芸術家の活動は、生涯学習振興の視点からも着目する価値があると考えられる。

専門学校を拠点とした地域活性化の取り組み

○ 植上 一希（福岡大学）

1. 本報告の目的と課題

専修学校専門課程（以下、専門学校）は、1976 年の制度開始以来、高等教育段階における中核的な職業教育機関として歴史的に位置づいてきた。とくに、高等教育機関が少ない地方圏においては、高校卒業後の重要な進学先になってきたと同時に、地域の中核的な人材養成機関としても位置づいてきた。近年では、地方圏における地域社会の衰退が強く危惧されるなか、専門学校を拠点とした地域活性化の取り組みが、各地で試みられている。また、専修学校教育政策の方針として提言された「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」（2017 年）においても、専門学校が果たしている「地域のひとづくり」機能が評価され、「地域のひとづくり」は、専修学校教育振興施策の「重点ターゲット」の筆頭に置かれている。

しかしながら、「地方圏の地域社会において専門学校が果たしている役割や意義」（以下、本テーマ）の検討は、実践的・政策的に強く求められているものの、学術的な検討はほとんどなされていないし、関心も向けられてこなかった。したがって、本テーマに関する学術的検討をしていくための基礎的作業として本報告を位置づけ、以下の 2 つの課題を設定する。

第 1 が、「地方圏の地域社会において専門学校が果たしている役割や意義」の社会的意義・学術的意義の確認である。本テーマに関連する諸データならびに学術的動向を整理することを通して、社会的意義・学術的意義を示していく。

第 2 が、「専門学校を拠点とした地域活性化の取り組み」の研究を進めていくための概念の提起である。実践的・政策的に進められていく「専門学校を拠点とした地域活性化の取り組み」を学術的に把握・検討していくためには、対応する概念が必要となる。本報告では、その概念として「職業的社会化を通した地域的社会化」という概念を提起し、その意味と射程を示していく。

2. 本テーマに関する諸データの確認

2 章では、第 1 の課題に対応するために、まずは、本テーマに関する諸データについて、以下の 3 つに分けて確認していく（要旨では省略）。

- （1）地方圏における専門学校の分野特徴～医療分野を中心とする資格分野の展開
- （2）地方圏における専門学校生の進学・就職状況～専門学校を経由する地元進学・就職ルート
- （3）専修学校教育政策における「地域のひとづくり」機能の評価と重視

3. 本テーマに関する学術的動向と課題

2 章で確認したデータのみでも、地方圏の地域社会における専門学校の役割や意義について、一定程度、論じることができる。しかしながら、「専門学校を拠点とした地域活性化」の取り組みを進めていくためには、地方圏の地域社会における専門学校の役割や意義に関する、多種多様な問いの生成と検討がなされていく必要がある。その基礎的な作業として、3 章では、本テーマに関連する学術的動向を整理し、その到達点と課題を検討していく（要旨では省略）。

(1) 専門学校の地域特性についての研究～水田真理 (2022、2024) の研究をとりあげて

(2) 地方圏の若者のキャリア形成についての専門学校の意義と役割に関する研究～丹田桂太 (2019) の研究をとりあげて

(3) 高専連携事業に関する研究～植上一希・江上晋太郎 (2024) の研究をとりあげて

4. 「職業的社会化を通した地域的社会化」概念の提起

3章で検討したように、「専門学校を拠点とした地域活性化の取り組み」を学術的に把握・検討していくためには、対応する概念や理論を構築していく必要がある。本章では、専門学校研究において活用されてきた「職業的社会化」概念に着目し、本テーマへの活用を試みる。

(1) 専門学校研究における「職業的社会化」概念の活用

従来、看護教育研究を中心に、専門学校等でなされる教育ならびに、そこでの学びや成長をとらえるための概念として、「職業的社会化」概念は用いられてきた。そうした動向をふまえたうえで、植上一希 (2022) は、専門学校教育や専門学校生のキャリア形成を多面的に把握するための概念として、職業的社会化概念の有効性や射程を論じており、そこでは地域社会と職業社会との重複や、メンバーシップの獲得や付与という、本テーマとも関連する論点が扱われている。

(2) 「職業的社会化を通した地域的社会化」概念の意味と射程

本報告では、植上 (2022) が提起した職業的社会化概念の有効性・射程に着目し、職業的社会化の派生的概念として「職業的社会化を通した地域的社会化」を提起したい。この概念の意味と射程、本テーマへの活用の展望を示していく。

<参考文献>

文部科学省「これからの専修学校教育の振興のあり方について (報告)」、2017 年。

水田真理「専門学校の地域配置について―都道府県公表の学校基本調査を用いた分野別・地域別の類型化―」『職業教育学研究』第 52 巻第 1 号、2022 年。

水田真理「専門学校の設置及び廃止の状況について―『専門学校新聞』による調査を通じて―」日本職業教育学会第 5 回全国大会自由研究発表資料、2024 年。

丹田桂太「「地方の若者」にとっての専門学校進学とキャリア展望」『人間と教育』第 104 号、旬報社 2019 年。

植上一希・江上晋太郎「なぜ「高専連携」が重視されているのか ―その理由と可能性―」『高等学校と専修学校との有機的連携プログラム 構築・運用のためのガイドライン (中間版)』 2024 年。

植上一希「「大学の専門学校化」批判の問題性」『現代思想』第 44 巻第 21 号、2016 年。

植上一希「青年の職業的社会化―専門学校における学びを対象として」『社会教育新論』、ミネルヴァ書房、2022 年。

自由研究発表：1日目（11月9日 土曜日）

【第3分科会】 教育方法（教育課程）

133教室

司会：清水 良彦（九州大学）

①9：30－10：00

「身体知としての言葉」を育む語彙学習の開発
－オイリュトミーと野口体操に学んで－

秦 恭子（日本学術振興会）

②10：00－10：30

高等学校における個別最適な学びについて

松尾 祥子（福岡県立柏陵高校）

③10：30－11：00

高校数学の授業における思考に関する一考察

近藤 圭太（九州大学大学院）

④11：00－11：30

生徒が主体的に参画する中学校生徒会活動
－目的で貫く活動と「成長モデル」の活用－

小島 孝介（熊本大学大学院）

〈11：30－12：00 総括討論〉

「身体知としての言葉」を育む語彙学習の開発

—オイリュトミーと野口体操に学んで—

○ 秦 恭子（日本学術振興会・特別研究員 RPD）

1. 研究の目的

本研究は、情報化社会における言葉の身体感覚の希薄化、特に漢字の表意性により和語本来の「身体による抽象」の様相が見失われている状況に対し、和語の語源や音象徴等の言葉の音を視点とする研究の成果を導入し、各々の身体感覚に根差した「身体知としての言葉」を育む語彙学習を開発することを目的としている。

2. 研究の経過と課題

発表者はこれまでに、和語の語源や音象徴の研究成果を踏まえて教材開発を行い、複数の場所で授業やワークショップを実施した(2023年4月：蒸しまる[大人6名/2時間]、7月：福島県立川口高校[高校1~3年生/各50分×5時間]、2024年1月：学校たねの木[大人3名/2時間]、RAINBOW[大人3名/2時間]、2月：百の森学園[小学生14名・大人12名/2時間]・東部公民館[小学生8名・大人26名/4時間]、5月：森のてらこや[大人4~5名/4時間])。実施時間は回毎にまちまちであったが、全てにおいて以下の内容と手順が共通していた。

(一) 和語において同じ音で表されている〈もの〉や〈こと〉を漢字や絵によって提示する。

例：「歯」と「葉」

(二) それらの〈もの〉や〈こと〉に共通する体感・イメージを探り、言葉・絵・からだの動きで表す。

例：「薄い」「平たい」「鋭い」「切る」

(三) それらの〈もの〉や〈こと〉を表す音の体感・イメージを探り、言葉・絵・からだの動きで表す。

例：「薄い」「平たい」「勢いがある」

(四) それらの〈もの〉や〈こと〉の体感・イメージと、それらの〈もの〉や〈こと〉を表す音の体感・イメージとの対応(一致や連関)を捉える。

例：「薄い」「平たい」「鋭い」「切る」＝「薄い」「平たい」「勢いがある」

(五) それらの〈もの〉や〈こと〉を表す音と同じ音が用いられてる他の〈もの〉や〈こと〉で、その音の体感・イメージがまさにその〈もの〉や〈こと〉の体感・イメージを表していると感じられるものを探す。

例：「刃」「羽」「原・腹」「畑・旗」「貼る・張る」「剥ぐ」「はっ(とする)」「はらはら」

これらの実践の当初からの課題として、参加者の意識が言葉の文字や意味の側面に向かい易く、各人の「身体知」である体感・イメージに向かいにくいということがあった。この点を解消するために、これまでその原因として考えられた次の3点を変更した。

①文字から絵へ

(一)に際して、当初は例えば「は」という言葉を取り扱う際、まず「歯」「葉」と漢字で提示し、次いで、中心に共通の音「は」を平仮名で表示していた。要するに、言葉の音を文字で表記していた。が、それを絵で提示するようにした。

②言語化から身体化へ

(二)(三)に際して、当初は例えば「歯」「葉」に共通する体感・イメージや、「は」音の体感・イメージを探るのに、「薄い」「平たい」というように言葉に表すことに重点が置かれていた。が、

活動を伝えるにあたり「ことばで書く」「絵(線・形・色)で描く」「からだで表す」の3点を記したスライドを示して「からだで表す」についても明瞭に伝えるようにし、また活動中はそれを映したままにすることにした。

③〈意味〉から〈もの〉〈こと〉へ

(四)(五)に際して、当初は例えば「言葉の音の体感やイメージと、その言葉の意味とが一致・連関していると感じられる言葉を探して下さい。」と指示する等、言葉の音の体感・イメージと〈意味〉との対応を問うていた。が、〈意味〉という用語は用いずに、音の体感・イメージと、その音によって表す〈もの〉や〈こと〉の体感・イメージとの対応を問うようにした。

しかし、参加者の意識が言葉の意味や文字の次元に向かい易く、その音やその表す〈もの〉や〈こと〉の体感・イメージには向かいにくいというこの問題は、これらの変更によっては十分には解消されなかった。例えば「歯」と「葉」を取り扱った際の(五)の活動において、あくまでもそこで挙げる言葉は(三)で捉えた「は」音の体感・イメージ、その音の響きの内に浮かび上がってくる「は」音のつく言葉でなければならないのに、「は、は、」と、単に「は」から始まる言葉を探すような様子が多く見られた。

そのため本研究では引き続き、言葉の音そのものの体感・イメージ、またその音の表す〈もの〉や〈こと〉そのものの体感・イメージの次元、即ち自らの「身体知」の次元に、各人が意味の次元に絡めとられることなく降り立ち、深く感じるための方法の開発が要の課題となっている。

3. 課題解決へのさらなる視点

上記の課題解決に向けて、発表者が新たに着目した先行実践は、R.シュタイナーによって創始された「オイリュトミー」(特に「言葉のオイリュトミー」)と、野口三千三によって創始された「野口体操」である。

「オイリュトミー」は、言葉や音楽の音を身体運動によって具象化する運動芸術であり、特に「言葉のオイリュトミー」では、母音や子音の各音について、シュタイナーが表した動きの定型が伝えられている。また「野口体操」は、その定義の一つに「すべてのことば(抽象語をふくむ)は、その発生をたどると、必ずからだの直接体験にたどりつく。この直接体験の実感を探り出すことによって、そのことばの意味を変革する営みを体操という」(野口 1979: 5)ことが挙げられている。いずれの実践も言葉の音の体感・イメージと、その音の表す〈もの〉や〈こと〉の体感・イメージとを自身の身体感覚の内に改めて探り、両者の対応を捉えることによって一つ一つの言葉の実感を深めていくものであり、本研究の課題解決に重要な示唆を与えてくれるものと考えられる。

発表の際には、それら二つの先行実践に学んだ視点を取り入れた新たな実践について報告し、その考察を示す。

<参考文献>

野口三千三(1977)『野口体操・からだに貞く』柏樹社

野口三千三(1979)『野口体操・おもさに貞く』柏樹社

野口三千三(2003)『原初生命体としての人間—野口体操の理論』岩波書店

R.シュタイナー著・松山由紀訳(2009)『見える歌としてのオイリュトミー』涼風書林

M.K.ボックホルト著・石川公子翻訳・小林國力監修(2022)『オイリュトミー療法の基本要素』イザラ書房

【付記】本研究は、JSPS 科研費課題番号 23KJ1745 の助成を受けている。

高校における個別最適な学びについて

○ 松尾祥子（福岡県立柏陵高等学校・校長）

1. はじめに

本研究では、高等学校における個別最適な学びの現状と課題について、その背景や経緯を文献から明らかにする。また、教員の取組に関するインタビュー等を踏まえて、課題解決について考察するものである。このことから、学習指導要領に示された視点をふまえつつ、個別最適な学びと協働的な学びの実現を踏まえた授業改善への一つの示唆を得ることができると考える。

2. 問題の所在

高等学校教育を取り巻く環境は、社会の変化に伴い社会人に求められる資質能力が変化し、大学入試と高校教育の一体的な改革が実施されるなど大きく変化している。平成30年度に公示された現行の学習指導要領には、教科ごとの「見方・考え方」、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善、カリキュラムマネジメント、社会に開かれた教育課程など従来の学習指導要領とは大きく異なる内容が示されている。

さらに、急速な情報化の進展を受けて令和元年には学校教育の情報化の推進に関する法律が交付され、経済産業省が主体となって「未来の教室」実証事業や文部科学省では GIGA スクール構想が展開された。折下、コロナウイルス感染症に関する生徒の学びを保障することが追い風となり教育環境におけるデジタル化の需要が高まった。福岡県においても、令和2年度に全ての県立高校に校内 WIFI の整備、令和3年度に電子黒板がすべての県立学校に整備され、令和4年度には県立高校の生徒全員に1人1台端末が整備された。各学校が、試行錯誤しながらオンラインによる学びを保証する取組を模索している頃、文部科学省は、令和3年1月に中央教育審議会が「教育課程部会における審議のまとめ」（令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会。以下「教育課程部会における審議のまとめ」と記す）、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）」を取りまとめた。それは、コロナウイルス感染症による全国一斉休業という非日常にあっても、ICTを最大限活用して個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで学習指導要領に示された生徒の資質能力を育成することができることを暗に示したものである。

刈谷は、一連の教育改革について次のように述べている。「教員の働き方問題が未解決のまま、より高度な教育実践や学校経営を求める今回の教育改革を学校現場はどのように受け止めるのか。多義的で抽象的な言葉で構築された「理想的教育」は、どのように現場で「理解」され、「どう使」われるのか。児童生徒たちにはどのような影響が及ぶのか。（うまくいかない場合に、誰にしわ寄せがいくのか、新型コロナウイルス感染拡大の渦中でその影響はどのように変化するのか）。これらの問いは、教育改革を構成する教育言説の特徴が暗示する学校現場との距離感を示す。」【刈谷：2021 22】令和2年2月25日に突然全国一斉休業が文部科学省から通知され、各学校では自宅待機する生徒とのやり取りの方法や休業が明けた後は、生徒に安全安心の場を提供する方法や学力と進路保障に注力してきた。そのような状況下で、学習指導要領で示された資質能力を育成するために、高等学校において学習指導要領の年次進行が始まった令和4年度に「教育課程部会審議のまとめ」や中教審を踏まえた授業改善がすべての県立高校において実施されているのだろうか。

また、令和4年度に一人一台端末が全ての県立高校に配備された福岡県において、現在、ICTを最大限活用した個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実が図られているのだろうか。

刈谷は、学習指導要領について次のように述べている。「中教審答申や指導要領総則を読んでも、中途半端な抽象的レベルでしか理解できない。具体的な実践例が出される場合でも、肝心の抽象的概念との結びつきが弱く、具体的には説明されないため、『なんとなくわかったつもり』になるだけで腑に落ちない。具体例からの帰納ではないためだ。換言すれば演繹型の思考で構成された政策言説は、政策は現場に「下ろすもの」だという思考様式によって成り立っているのだ。そこには、そのような「現場」理解や現場との距離感も、織り込まれ、示されている。」【刈谷：2021 24】本研究は、学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」と中教審で示された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の関係を文献から明らかにし、学校におけるICT活用の現状をふまえて考察することにより、授業改善への一つの示唆を得ることができるので意義深いと考える。

3. 研究方法

そこで、本研究では、文部科学省や経済産業省、内閣府などから出された審議のまとめや答申、学習指導要領の作成に関わった文部科学省初等中等教育局財務課長（2019年の肩書）の合田哲雄氏や中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会員であった那須正裕氏の著書を読み解き、個別最適な学びの定義と背景、学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善と個別最適な学びとの関係について明らかにする。次に、学校と国をつなぐ役割を果たす教育委員会の取り組みについて、教職経験に応じて計画する悉皆研修の内容や「福岡県学校教育ICT活用推進方針」等を分析し、教員への影響について探る。最後に、学校管理者である校長と教員の立場から学校の状況を明らかにする。具体的には、全国校長協会の調査研究結果から全国的な高等学校の傾向を俯瞰し、福岡県校長協会研究委員会の報告資料について分析する。次に、教員の立場について、複数の教員に行ったインタビューや発表者が勤務する学校の取組から課題解決について考察する。なお、本研究では、研究対象を福岡県の全日制の県立高校とする。

<参考文献>

刈谷 剛彦 2020『コロナ後の教育へーオックスフォードからの提唱』中公新書ラクレ
文部科学省(2018.03)「高等学校学習指導要領(平成30年告示)」(最終閲覧日 2024年10月11日)
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf

高校数学の授業における思考に関する一考察

—思考のプロセスを評価する観点の再検討—

○ 近藤 圭太（九州大学大学院・院生）

1. 問題の所在

本研究は思考を「複数の事柄の関係性を見出し、結合させようとする知的作用」と捉えた上で、高等学校数学科の授業における生徒の思考に着目し、実践への示唆を導くことを目的に行っており、その一環として本発表は位置づいている。

価値観の多様化や学校に求められるものが時代とともに増加・変化していき、生涯に生きて働く学力を身につけさせることが今まで以上に求められるようになってきた。このような背景からも「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を重視し、個別最適な学びや協働的な学びを実現することが学校現場に求められている（文部科学省, 2020）。また、Society5.0 時代が到来しつつある現代において、STEAM 教育の充実がより一層求められている。そして、STEAM 教育の根幹をなす数学教育の重要性は今後益々増してくると考えられる。とりわけ、高校数学に係る問題解決能力は日常生活の実用性という観点だけでなく、大学以降の専門教育における基盤という観点からも重要であり、その向上・改善がとりわけ期待される（清水優, 2022）。

このように生きて働く問題解決能力の基礎となるものの一つとして思考力の育成が求められており、思考力を育成する方略として生徒が思考する場を授業の中に設定するという方向性が示され（浅沼, 2023）、これまでも様々な研究や実践が行われている。しかしそこでは正解か否か（正解に近づいているか否か）、数学的に豊富な内容を含んでいるか、発展の可能性があるかという結果に価値基準を置き、そこに到達するために試行錯誤した活動のプロセスを考察の対象とするが、必ずしも正解へとたどり着かない思考のプロセスは研究の対象からは捨象されている。

日本においては、問題解決を通して数学の学習内容や学習方法固有の考え方を育成しようとする「方法として問題解決」（飯田, 1990, p.137）が定着しており、また、生徒による問題解決を中心とした授業展開が国際的にも日本の特徴とされている（清水美, 2002）ことを考えると、問題解決のゴールである結果に価値を置くことは決して軽視されるべきではない。しかし、結果に価値を置きすぎることによって授業においてなされた生徒の思考のプロセスの中に見落とされてきたものが無いかという視点からの考察は必要であり、生徒の思考を様々な角度から捉え、評価することもまた必要であろう。それは数学を通して人格・価値観・態度を育成するという数学教育の目的論（中原, 2001）からの要請だけでなく、授業が正解に至るまでの試行錯誤、時には誤った方向性への思考も含めたダイナミックな営みであり、その全てを引き受けて教師は評価や授業改善を行う必要があるという現実的・実践的な要請からも求められる。

思考のプロセスに着目することは教師が生徒の活動の中の何を見るのか、つまりダイナミックな生徒の思考の実態における何を捉えるのかということにつながる。峯（2009）は授業の PDCA サイクルの「P：計画」において授業の具体として「学習者の実態」を挙げ、学習者の実態を捉えることの重要性を指摘するが、実態を把握するためには授業中の生徒の思考に対する教師の「見とり」（中村, 2023）や「気づき」（Sherin et al., 2011）を含めた評価が必要にある。そのためには生徒の思考の結果だけでなくプロセスをどのように見とり、評価するのかという観点が必要になるであろう。

2. 目的と方法

本発表はこのような問題意識に基づき、思考のプロセスに焦点を当て、授業における生徒の思考の評価の観点・尺度の再検討を試みるものである。

そのために、Dewey (1933), カーネマン (2013), 栗田 (2012) の論考を手がかりとし、そこから見出される「広さ」「深さ」「鋭さ」「柔軟さ」の4つの観点に関して考察を行う。その上で、学校教育における「良い思考」について論じることで本発表の目的に対する一定の見解を導出する予定である。

<参考文献>

- 飯田慎司 (1990). 「問題解決」. 岩合一男 編, 『算数・数学教育学 (教職科学講座第 20 巻)』 (pp.135-149), 福村出版.
- カーネマン, D. 著, 村井章子 訳 (2013). 『ファスト&スロー: あなたの意思はどのように決まるか?』, 早川書房.
- 栗田哲也 (2012). 『数学による思考のレッスン』, ちくま新書.
- 清水優菜 (2022). 「数学の問題解決能力と動機づけの関連における内容共通および固有プロセスの検討」. 『科学教育研究』, 第 46 巻, 第 3 号, pp.230-242.
- 清水美憲 (2002). 「国際比較を通してみる日本の数学科授業の特徴と授業研究の課題: TIMSS ビデオテープ授業研究の知見の検討」. 『日本数学教育学会誌』, 第 84 巻, 3 号, pp.2-10.
- 中原忠男 (2001). 「数学教育の課題と目的」. 数学教育学研究会 編, 『数学教育の理論と実際: 中学校・高校』 (pp.10-37), 聖文新社.
- 中村駿 (2023). 「授業過程における教師の見とりに関する研究の概観と展望」. 『武蔵野教育學論集』, 15 号, pp. 25-35.
- 峯昭秀 (2009). 「知識の量的拡大・効率化を図る授業の PDCA: 客観的実在としての社会の事実敵知識を獲得する社会科」, 『社会科研究』, 第 71 号, pp.51-60.
- 文部科学省 (2020). 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す, 個別最適な学びと, 協働的な学びの実現～ (答申)」. 中央教育審議会.
(https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf (2023. 4. 8 最終確認))
- Dewey, J. (1933). *How we think: A restatement of the relation of reflective thinking to the educative process*, D.C. Heath & Co Publishers.
- Sherin, M. G., Jacobs, V. R., & Philipp, R. A. (2011). Situating the study of teacher noticing. In Sherin, M. G. et al. (Eds), *Mathematics Teacher Noticing: Seeing Through Teachers' Eyes* (pp.134-151). Routledge.

生徒が主体的に参画する中学校生徒会活動

—目的で貫く活動と「成長モデル」の活用—

小島 孝介（熊本大学大学院・院生）

1. 背景と目的

現行の学習指導要領において特別活動では、社会に参画する態度や自治的能力の育成が重視されている。また、令和5年4月に施行されたこども基本法や令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、子供の社会参画を保障する内容が含まれている。

しかし、日本財団が行った18歳意識（第62回調査）では、「自身と社会の関わりについて」の質問項目6つすべてで、参加国中最下位となっており、社会参画意識の低さが際立っている。

これは、学校教育において、社会参画意識の基盤となる自治的な活動の実践が十分ではない状況が要因の一つであると考ええる。

本研究では、特別活動のうち中学校の生徒会活動に焦点をあて、生徒が主体的に学校づくりに参画する場として生徒会活動を位置づけることで、社会に参画する態度や自治的能力を育成することができるのではないかと考え、実践研究を行った。

2. 先行研究の検討

特別活動に関する先行研究の主たる系統の一つとして、学習指導要領における特別活動の目標の歴史の変遷を取り扱ったものがある。篠塚（2020）は、特別活動が戦後、民主主義（自治）を実践的に学ぶ場としておかれていた特別活動が、1958年版学習指導要領以降、社会状況の変化に伴い、人間関係を形成する能力を養う場、集団への帰属意識を高め集団の一員であることを自覚する場へと役割を変質させていったと指摘している。また、加藤（2024）は、特別活動が民主主義教育の場から、1950年代後半以降、生活指導（生徒指導）や道德教育の場が変わっていったと指摘している。民主主義を実践的に学ぶ場から変質したことで、生徒が自治的な活動を行い、それによって学校づくりに参画する場としての位置づけが弱まったと考える。

一方で、生徒会活動の活性化を企図する実践研究でも、民主的・自治的な活動としての位置づけが揺らぎ、教師が行う生徒指導を生徒が代行するように評価・点検活動を行うことを活性化の手立てとするものも散見される。

しかし、子供の社会参画や自治的活動の重要性が言われる中で、小松（2017）は、ファシリテーショングラフィックの手法を取り入れ、生徒全員の意見から生徒会スローガンを作成、達成状況を評価する実践を報告している。他者から与えられた目標や評価方法ではなく、生徒が自ら立てた目標の達成を、生徒が自ら評価することを目指した点で意義深い実践である。本研究でもこの点を踏まえ活動の目的や目標、活動や評価の手立てを生徒が自ら見出すことを目指した。

3. 対象と方法

（1）研究の対象

対象は熊本県のa町立b学校である。b中学校の生徒数は450人強で各学年4クラスと、a町を含む

郡市では中規模の学校で、生徒は落ち着いている学校である。近年、採用から3年以内の若手教員が生徒会活動を担当することが続いており、指導への困り感が担当教員につのっている。

また、生徒会活動の実態として、目的が失われており活動が前例踏襲で見直されていないことによる形骸化や、行事の準備や進行が主たる活動になっていること、教員に言われたことをする受け身な活動になりがちであること、点検活動・当番活動が自己目的化していること、学校で育成を目指す資質・能力に繋がっていないこと等の状況が見られた。

（２）実践の構想と手立て

先行実践の検討と対象校の実態に基づいて、構想と手立てを立てた。まず、生徒会活動の目的として、民主主義の実践の場であり、学校づくりに参画する機会であること、他者から与えられたことをする場ではないことを、生徒とともに確認することを構想した。具体的な手立てとして、従来行われていた生徒会リーダー研修の内容を見直し、生徒会活動の目的や意義を生徒と共に確認するプログラムを計画・実践した。また、このリーダー研修を行った上で、生徒自身が自治的活動を企画・実践するための手立てとして太田（2023）のマネジメントツール「成長モデル」を導入した。この「成長モデル」を使って役員6名で生徒会活動の全体モデルを、11の専門委員会で各専門委員会のモデルを作成し、生徒総会の承認を得たうえで、モデルに基づき実際の活動に取り組んでいる。

なお、報告者は対象校に在籍して9年目になる。現在、県の現職教員派遣事業で大学院に在学しており、2年目となる。対象校の教職員の一人として、対象校の生徒会活動に実際に関わり生徒会役員や顧問をサポート（助言や提案等）しながら、生徒会活動の実際や生徒の反応などを観察し研究に取り組んでいるところである。

3. 実践の分析と考察

詳細は当日の発表に譲る。

<参考文献>

- ・文部科学省 2017 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編 東山書房
- ・日本財団 2024 18 歳意識調査「第 62 回 -国や社会に対する意識（6 カ国調査）-」報告書
- ・篠塚明彦 2020 「特別活動における主権者の育成－特別活動の歴史的変遷から考える－」『弘前大学教育学部紀要』 第 123 号, pp59-68, 弘前大学
- ・加藤一晃 2024 「生徒会活動を中心とした生徒の学校参加の系譜－教育方法、権利、学校改善－」『名古屋芸術大学研究紀要』 第 45 巻, pp91-107, 名古屋芸術大学
- ・小松祐貴 2017 「目標と活動と評価の一体化によって全校がひとつになる生徒会活動－ファシリテーショングラフィックを活用して－」『教育実践研究』 第 27 集, pp. 181-186, 上越教育大学
- ・太田恭司 2023 「資質・能力を育成するマネジメントツールの開発」『熊本大学教育実践研究』 40 号, pp111-119, 熊本大学

自由研究発表：1日目（11月9日 土曜日）

【第4分科会】 比較教育

141教室

司会：花井 渉（九州大学）

①9：30－10：00

戦後日本における教育学者の数量的実態：ドイツとの歴史的比較の観点から

鈴木 篤（九州大学）

②10：00－10：30

タイの国境地域におけるミャンマー児童・生徒の就学の実態

ーターク県における2024年3月調査からー

森下 稔（東京海洋大学）

③10：30－11：00

中等教育において自己肯定感を高める教育課程編成に関する比較考察

ー「総合的な学習（探究）の時間」の分析軸を中心にー

長濱 博文（桐蔭横浜大学）

④11：00－11：30

高等学校における探究学習の現状と課題

緒方 泰士（九州大学）

〈11：30－12：00 総括討論〉

戦後日本における教育学者の数量的実態

ドイツとの歴史的比較の観点から

○ 鈴木 篤（九州大学）

1. 問題の所在：ディシプリンとしての教育学とその包括的全体像記述の不在

かつて鈴木（2023）は次のように記した。

「教育学とは、数千人の人々を研究者として育て、そしてその専門性をもって社会への還元を図る巨大なシステムだと言うことができるだろう。もっとも、教育学がそうした巨大なシステムであるということは、実際には社会の人々にとってだけでなく、教育学者たち自身にもあまり意識されることはない。教育学者はときおり過去の教育学者に目を向けることはあっても、教育学という学問（学問ディシプリン）がいったいどのような姿をしており、どのように発展してきたのかについて、積極的な言及を避けてきたのである。そして、その全体像を捉えようとする試みもまた、ほとんど行われてこなかったと言える。たしかに近年、日本の教育学史ならびに過去の日本人教育学者に対する問い直しが進められている。【中略】だが、そこに挙がる人物名は、基本的には日本の教育学が制度化された時期に活動した教育学者たち、第二次世界大戦前後の京都学派につながる教育学者たち、あるいは戦前・戦後期の著名な教育実践家たちなど、特定の人々に限定されている。それに対し、それら以外の教育学者たちや教育実践家たちは、たとえその活動当時においては一定程度知られていたとしても、記録にはほとんど残ることなく忘れ去られ、そして思い出されることのないままにとどまっている。また、そのような無数の人々の様々な活動によって積み上げられた教育学の歴史は（それは決して理論的發展の歴史としてのみ描かれるべきものではないだろう）、総体として検討の対象とされることもないままにとどまっているのである。」（鈴木 2023、2-3 頁）

こうした問題意識を同じく共有するドイツ人教育史学者の K.-P. ホルン（Klaus-Peter Horn）は前掲の鈴木の研究に先立つ著書『Erziehungswissenschaft in Deutschland im 20. Jahrhundert（20 世紀ドイツにおける教育科学）』において約 280 名の教育学者の伝記的事実を手がかりに、各研究大学における教育学担当者の変遷と集団的属性の解明に取り組んでいる。同書では最初に教育学を担当した人物を網羅的に把握し、それらの人物の伝記的事実をくまなく調査した上で、それらの集合的属性を検討するといったアプローチがとられており、それは鈴木（2023）と同様である。

もっとも、こうした手法は、1960 年代後半に大学や大学生の量的拡大が急速に進み、それにとまって教育学者数も急拡大した後、教育学者の全体像を捉えようとした場合、その作業の膨大さを考えるならば、必ずしも適切な手法であるとは言えないだろう。実際、ホルンをはじめとするドイツ人研究者たちは今日、ドイツ人教育学者の実態に関する、より包括的で、より数量的な研究に取り組んでいるのである。

なお、教育学者の実態に関する包括的かつ数量的な研究はすでに日本においてもその先駆的研究が存在している。1960 年代～1980 年代には教育社会学者の新堀通也によって様々な研究が行われており、近年でも教育社会学者・高等教育研究者の有本章や山野井敦徳などの主導のもとに研究が続けられてきた。しかし、新堀の関心を惹いたのは日本の教育学者の中でも主には教育社会学者であったし、有本や山野井のイニシアティブのもとに取り組まれた研究は各種学問領域で活動する研究者たちの全体像を示すことであり、教育学者の実態はあくまでその一部として示されるのみであった。それゆえ、彼らのアプローチはいまだ教育学者に焦点化したものとはなっていないのであるが、有本や山野井らの研究の後、木村拓也による研究（2014）などは例外的に存在するものの、そうしたアプローチに基づ

く研究はあまり生み出されていないようである。

それに対し、再度ドイツ側の状況に目を向けるならば、1990 年ごろより J. バウマートや P.M. ルーダーをはじめとする教育学者によって、教育学領域や教職課程で学ぶ学生、そしてそれらの領域で勤務する教育学者の全体像に関する数量的把握と分析が試みられてきており、さらに 2000 年以降、ドイツの教育学領域における最大の上部団体となるドイツ教育科学会（DGfE）が定期的に「データレポート（Datenreport）」を発行し、それらの数量的把握と分析に取り組んでいる。

そこで本発表では、日本国内で続けられている先行研究を踏まえながらも、ドイツにおいて続けられているこれらの諸研究に注目し、これらとの歴史的比較を行いうる知見の収集と分析を試みてみたい。こうしたアプローチはこれまでほとんど取り組まれてきていないものであり、こうした作業を行うことは、鈴木（2023）などが残した課題、すなわち旧制の帝国大学・文理科大学・高等師範学校の流れをくむ研究大学「以外」に勤務した教育学者をも視野に入れた全体像を描くという課題に応えることにもつながるものであろう。

2. 具体的検討対象：戦後ドイツと日本における教育学者の数量的実態

本発表では、すでにドイツの研究者たちにおいて積み上げられている知見に着目し、以下の項目を検討対象として取り上げる予定である。

- ・教育学者の人数、量的規模と勤務機関
- ・教育学者の職階
- ・教育学者のジェンダー
- ・教育学者の学位

また、以下の項目についてはドイツにおける諸研究では取り上げられていないものの、教育学者の全体像を把握する上では同じく重要な要素となることと考えられるため、本発表では検討対象として着目し、その実態を解明したい。

- ・教育学者の年齢

<参考文献>

有本章編（2008）『変貌する日本の大学教授職』玉川大学出版部。

Baumert, J. & Roeder, P.M. (1990): Expansion der Pädagogik. Zur Institutionalisierung einer Referenzdisziplin. In: Ilisch, L.-M./Baumert, J./Beck, K. (Hrsg.): Professionswissen und Professionalisierung. Braunschweig, S. 79-149.

ホルン, K.-P. 著、鈴木篤訳（2023）『ドイツにおける教育学の発展史：二十世紀ドイツの教育科学』九州大学出版会。

木村拓也（2014）「国立大学教育学部における教育学各分野の量的変遷」、林泰成・山名淳・下司晶・古屋恵太編著『教員養成を哲学する：教育哲学に何ができるか』東信堂、100-123 頁。

Krüger, H.-H./Schmidt, C./Siebholz, S./Weishaupt, H.(2004): Personal. In. Tippelt, R./Rauschenbach, Th./Weishaupt, H.(Hrsg.): Datenreport Erziehungswissenschaft 2004. Wiesbaden, S.63-89.

新堀通也（1965）『日本の大学教授市場：学閥の研究』東洋館出版社。

新堀通也編（1984a）『学問の社会学』有信堂。

新堀通也編（1984b）『大学教授職の総合的研究』多賀出版。

鈴木篤（2023）『日本における教育学の発展史』九州大学出版会。

山野井敦徳編（2007）『日本の大学教授市場』玉川大学出版部。

タイの国境地域におけるミャンマー児童・生徒の就学の実態

ーターク県における 2024 年 3 月調査からー

○ 森下 稔 (東京海洋大学)

1. はじめに

本発表は、発表者を代表者とする共同研究プロジェクト「境界研究の分析法を用いた国境・境界地域における基礎教育に関する国際比較研究」(基盤研究(A) 18H03659)の一環として、2024年3月にタイのターク県で行った調査に基づき、同県のミャンマーとの国境地域におけるミャンマー児童・生徒の就学についてその実態を考察するものである。この共同研究では、世界各地の国境・境界地域での実態調査を進めてきたが、そのなかでもタイと隣接諸国の国境地域における基礎教育の実態について成果を積み重ね、第13回アジア比較教育学会(2023年11月、広島)でラウンドテーブル Border Studies in Comparative Education -Cases of cross-border commuting school children in Thailand from neighboring countries-を行った。そこでは、北部チェンライ県、東北部ムクダハン県、東部サケオ県、南部ナラティワート県の事例が報告されたが、西部に位置するターク県については未調査で課題として残された。そこで、発表者は2024年3月に、ナレスワン大学のチャンタナー・チャンバンチョング元准教授の協力を得て、現地調査を実施した。

2. タイにおける外国籍・無国籍児童・生徒の就学に関する政策と実態

本共同研究におけるタイにおける研究成果は、国境地域の一般的な国立初等学校(ほぼすべてが就学前教育クラスを併設し、一部は前期中等教育の学年を開設している)に多くの外国籍・無国籍児童・生徒が就学している実態を発見したことであった。タイに定住している場合のみならず、自国に居住しながら毎日越境通学する場合もあった。この背景には、タイ政府による外国籍・無国籍児童・生徒を積極的に就学させる支援政策がある。また、タイと隣接諸国の国境は、19世紀から20世紀にかけてイギリス・フランスに領土を割譲した結果形成されたものであり、本来一体であった地域が分断され、国境の両側で民族的・文化的な差異が大きくないこともある。さらに、タイ社会の急速な少子高齢化に伴う労働力不足から数百万人規模の移民が流入していることも見逃せない。支援政策の法的根拠は1999年国家教育法および2008年国籍法に求められ、教育省の直近の政策では、2018年のガイドラインがあり、教育行政の地方組織や各学校において外国籍・無国籍児童・生徒の受け入れが進められている。

3. ターク県におけるミャンマー人児童・生徒の就学に関する政策と実態

(1) 難民と移民に対応する教育行政

ターク県はタイ中西部のミャンマーと接し、国境の町メーソットは、ベトナムのダナンからラオスとタイを横断してミャンマーのモーリャマインに至るインドシナ東西回廊の要衝である。この地域には、ミャンマーにおける民族対立紛争や国軍による弾圧により避難した難民が多く、1980年代から大規模な難民キャンプが置かれている。教育学分野では、そのような難民の子どものための教育に焦点を当てた研究や、国際開発援助やNGOによる支援の活動が報告されてきた(野津 2014 など)。2022年度現在、母国への帰還を前提とした移民学習センターが65カ所あり、1万人あまりが就学しているという。メーソットを中心としたターク県西部の初等学校を管轄する教育省の地方行政機関であるターク県第2初等教育地区では、移民教育コーディネートセンターを設置して移民学習センターをサポートしている。なお、越境通学に関しては、実態として過去にはあったということであるが、最近の教育省通達でタイ国内に住所を持たない者の就学を禁じると読める規定がある

ため、現在は認めていないとのことであった。他方、タイ国立初等学校への就学については、教授用語がタイ語のみであることもあり、帰国や第三国移住を希望する難民にはニーズがないと考えられ、先行研究では注目されることがなかった。しかし、2023 年 6 月現在、第 2 初等教育地区が管轄する学校の在籍者数におけるタイ人は 66.7%であり、残りの 33.3%はミャンマー国籍または無国籍の児童・生徒であると考えられ、その数は 18,139 人となっている。国境ゲートがあるメーソット郡に限れば、タイ人の比率は 50.1%にまで下がっている。そこで、発表者はメーソットの国立初等学校における事例について調査した。

(2) 国立初等学校の事例

訪問した学校は 2 校である。ここでは、BT 校と BM 校とする。BT 校は幼稚園 2 学年を併設し、初等学校 6 学年と合わせ 8 学年を開設している。調査時の在籍者数は 741 人でそのうちタイ人は 19 人のみで、97%超がミャンマー人であった。近隣にある工場労働者の子どもがほとんどであるという。経済的移民であり両親とも働くことから、幼稚園のうちは昼間の子どもの預け先としての意味合いが濃い。そのため、幼児クラスにはタイ語能力を備えたミャンマー人の補助教員を充当している。コロナ禍や 2021 年クーデターなどの情勢に影響を受けて、ミャンマーへ戻ることを諦めて、タイでの長期的定住を決断して初等学校へも就学させる親が 2020 年以降増えている。

BM 校も同様に 8 学年で 394 人在籍していたが、そのうちタイ人は 77 人 (19.5%) であった。この学校の近くには、ミャンマー移民学習センターがあり、学校がある村の外からも就学希望者が集まってきているという。調査時の 4 歳児クラスでは 2 クラス 60 人までは受け入れたが、それ以上は断ったとのことである。親のほとんどが工場労働者で、ビルマ語とタイ語の両方を勉強させたいと考えてこの学校と移民学習センターの両方に通わせている。子どもには将来においてもタイに定住させようと考えている親が多いという。

4. おわりに

以上のように、ターク県メーソット郡におけるミャンマー児童・生徒の就学実態の特徴は、従来から注目されてきた移民学習センターを上回る人数がタイ国立学校に在籍していることであった。すなわち、難民ではないいわゆる出稼ぎ労働者がタイに定住するようになったことが背景にあり、コロナ禍や 2024 年 3 月時点でのミャンマー情勢の影響が考えられる。発表者が訪問した移民学習センターでは、帰還を希望する親が減少して在籍者を減らしており、ミャンマーのフォーマル教育カリキュラムでの授業を維持できなくなっていた。在籍者数を増やしている移民学習センターでは、外国大学への進学が可能になる資格試験で高得点をとることが目指されており、英語教育に熱が入っているという報告もある。

タイの他地域では、親たちが自国の学校とタイの学校を比較してタイの学校が選ばれている状況が多く見られたが、ターク県ではクーデターによって帰還を諦めた人びとが残された選択肢から子どもの就学先を考えている状況が見られた。

〔本発表は科研費 18H03659 および 22H00974 (23K22245 に移行) の成果の一部です〕

<参考文献>

・第 13 回アジア比較教育学会 (2023 年 11 月、広島) ラウンドテーブル Border Studies in Comparative Education -Cases of cross-border commuting school children in Thailand from neighboring countries-の発表資料、

<https://drive.google.com/drive/folders/1ysWZr3udDIFDskzy8-BqVhjBsZdQWzk4?usp=sharing>

・野津隆志(2014)『タイにおける外国人児童の教育と人権—グローバル教育支援ネットワークの課題』ブックウェイ

中等教育において自己肯定感を高める教育課程編成に関する比較考察 —「総合的な学習（探究）の時間」の分析軸を中心に—

○ 長濱 博文（桐蔭横浜大学）

1. 青少年の自己肯定感の醸成を阻害する国内・国際環境

本発表では、日本における自己肯定感を向上できる教育課程編成の可能性について、研究対象国であるフィリピンの事例を通して比較考察し、カリキュラム概念からの日本の教育課程編成に求められる分析軸を考察する。日本においては、内閣府の各種調査報告からも明らかなように、青少年の自己肯定感/自己有用感（self-esteem, self-usefulness）や幸福感（well-being）を高めることは大きな課題である。政治経済社会の変容に伴う VUCA 社会と捉えられる現在の国際社会において、日本もまたこれまでとは異なる社会システムの構築が求められており、新しい社会においては、学校でのいじめや青少年の自死率を低下させ、社会発展が人々の幸福感に反映される社会システムに移行することが求められる。

一方、比較対象国として調査研究してきたフィリピンでは、貧富の格差の中でも子ども達や青少年のいじめなどによる自死率は極めて低く、各種国際幸福度調査の調査項目・観点・調査方法にもよるが、物質的な側面を除けば家族の関係は深く、心理的・精神的側面からの児童・生徒の幸福感は途上国の中でも高位に位置する¹。また、フィリピンは現在中進国から NEXT11 にも位置づけられる高い経済成長率を維持しており、経済成長以前からの家族や親族関係、バランガイ（行政区画の最小単位、約 5 戸から 10 戸単位で構成される）における地域連携も親密なまま維持されている。

日本は急速な経済成長の中で、工業地帯を中心とした都市化に伴う経済圏の形成、そして、核家族化から高齢化・少子化まで、先進諸国が経験してきた歴史的過程をどの国よりも早く経験してきた。政府の外国人研修生の受け入れとは別に、不法就労者も増加し続けており、地域住民とのトラブルの問題も顕在化してきている。他方で、日本には今も伝統文化が根付き、科学技術立国としての革新性との融合に成功している国との評価も得ている。混迷する社会において、健全な青少年を育成するにはどのような教育課程が求められるのか。途上国としての多くの社会問題の中でも家族や地域の連帯が保持されているフィリピンの事例と比較考察し、日本の教育課程の可能性を分析する。

2. 日本における「総合的な学習（探究）の時間」と「特別の教科 道徳」の導入

（1）求められる「資質・能力」の変容

近年、日本の学校教育においては、中学校では「特別の教科 道徳」に続いて「総合的な学習の時間」が、高等学校では「総合的な探究の時間」の科目が導入、必修化された。これらの教科科目が導入された背景には改善されない学校現場でのいじめや自死が背景にある。社会の不条理に敏感な児童・生徒が現在の社会状況に対して、強い不安感や嫌悪感を抱いていることも、人間関係が社会の不安定性によるフラクタルな構造として現象化しているためであり、現在の社会状況が新たな社会システムとして安定するまでは、子ども達の課題も根本的な解決は難航すると想定できる。しかし、学校現場の先生方の努力によって、少しでも子ども達や青少年の心の負荷が下がり、自己肯定感や自己有用感、幸福感に繋がるのであれば、社会の土台である学校教育における改革が肯定的な効用を社会に与え、公正な社会変革を促進する可能性がある。現在の総合的な学習や道徳における教育課程編成の取り組みが子ども達の心理的醸成に寄与することが求められる。これらの新たに導入された科目は、これまでの日本の教育課程

編成の特色であった教科カリキュラムから科目間連携を前提としたクロス・カリキュラムの導入を前提としており、同時に、目標とされる「資質・能力」に対する捉え方の一定の移行も意味している。

2003 年の OECD「コンピテンシーの定義と選択」報告により、コンピテンシーは知識や技能よりも 1 段階上位にあり、「特定の状況の中で、心理的・社会的な資源（技能や態度を含む）を引き出し、活用することにより複雑なニーズに応じる能力」と示され、その中でも「キー・コンピテンシー」とは、それら多くのコンピテンシーの中で、①個人の成功と社会の発展にとって価値がある、②さまざまな状況における複雑な課題に応えることができる、③特定の専門家だけではなくすべての人にとって重要であるといった 3 つの汎用的能力と概念化されている²。

しかし、『総合的な探究の時間 学習指導要領（平成 30 年度告示）解説』（平成 30 年 7 月）と比較して、コロナ禍以後に出版された『今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開－未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた探究の充実とカリキュラム・マネジメントの実現－』（令和 5 年 3 月）においては、VUCA 社会の不確定要素は汎用性だけでなく、個人の専門性、特殊性、創造性の開発/獲得も視野に入れた資質・能力を志向していることが理解できる。その意味においては、「特別の教科 道徳」、特に「総合的な学習の時間」「総合的な探究の時間」は、正に人間の知性/理性/感性を含めた総合的な可能性を探究することを目的としていると理解できる³。

（2）「総合的な学習（探究）の時間」が示す教育課程編成の変容

フィリピンは科目間連携においては、日本よりも長い経験がある。限られた授業時間の中で、より効果的な教育を実践するプロセスにおいて、主要教科以外を統合科目分野としてまとめ、価値教育（道徳）で学ぶ価値を教科目で共有・連携して教授し、人格形成を目的としたコア・カリキュラムを形成していたのである。フィリピンでの教科目連携の伝統は K-12 制度に移行しても継続されている。教科目連携を行い、生徒の関心に基づく問題解決学習を志向している点において、両国の取り組みには類似している点もある。しかし、生徒の問題解決能力を重視し、学ぶべき価値を提示せずに探究型教育を推進する点において、日本の総合的な学習（探究）の時間には、生徒自身の課題に向き合う内発的動機づけを促し、地域の課題を自身の課題として取り組む姿勢が育まれる可能性がある。どちらも経験カリキュラムを志向する取り組みであり、既存のカリキュラム概念の枠組みを超える教育実践と考察できる。発表においては、個々の具体的な事例を踏まえて、総合的な学習（探究）における分析軸を中心に比較考察する。

<参考文献>

¹ 拙稿「日本とフィリピンにおける青少年の自己肯定感に関する比較考察－災害等の困難を乗り越える学校教育・道徳教育の再検討－」『桐蔭論叢』第 45 号、桐蔭横浜大学、光画館、令和 4 年 12 月、15-25 頁。

² 「全国的な学力調査の具体的な実施方法等について（報告）用語解説 キー・コンピテンシー」文部科学省 HP、
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/031/toushin/attach/1397267.htm
[2024/10/10]

³ 『高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総合的な探究の時間編』文部科学省、平成 31 年 3 月、学校図書、1-7 頁 / 『今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開－未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた探究の充実とカリキュラム・マネジメントの実現－』文部科学省、令和 5 年 3 月、学校図書、4-9 頁。

高等学校における探究学習の現状と課題

○ 緒方 泰士（九州大学大学院 人間環境学府教育システム専攻博士課程
福岡女子商業高等学校講師）

1. はじめに

「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）」（以下、学習指導要領（2018））では、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」へ名称が変更され、「古典探究」「地理探究」「日本史探究」「世界史探究」「理数探究基礎」「理数探究」など、名称に「探究」が含まれる科目が新設された。高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総合的な探究の時間編（以下、総合的な探究の時間「解説」）では、探究は「物事の本質を自己との関わりで探り見極めようとする一連の知的営み」とされている。楠見（2017）は、探究とは（1）自ら問題を発見し、（2）調査・観察・実験などによって事実を明らかにし、（3）事実に基づいて、理論的・批判的な思考・判断をおこない、（4）導いた結論を表現したり、問題を解決したりする学習活動であるとまとめている。佐藤（2021）は、探究ということばを教育の文脈で使われるようにしたのはデューイであり、「不確定状況が整理・統合されて、確定状況に変化していくプロセス」が探究であるとしている。

学習指導要領（2018）では「探究」以外にも、探究的な学習、探究の過程などの用語が用いられているが、それぞれの名称の明確な定義は示されていない。本研究では、探究、探究的な学習、探究の過程などを含む学習を総称して探究学習とよぶこととする。

2. 問題意識

日本において探究学習の重要性が高まった経緯に大きな影響を与えたのは国立教育政策研究所（2013）が提唱した「21 世紀型能力」である（佐藤, 2021）。

国立教育政策研究所は 21 世紀型能力を図 1 のように示し、言語、数量、情報スキルを「基礎力」、問題解決・発見力・創造力などを「思考力」、そして自律的活動力や人間関係形成力などを「実践力」とした。21 世紀型能力の策定においては、2005 年の経済協力開発機構（以下、OECD）の DeSeCo (Definitions and Selections of Competencies) プロジェクトによるキー・コンピテンシーが分析され、参考にされている（国立教育政策研究所, 2013）。

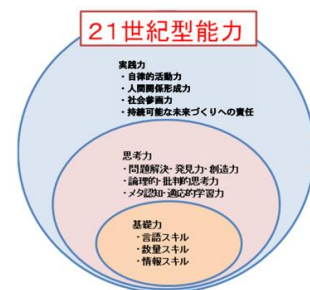


図1 21世紀型能力
（国立教育政策研究所（2013）より）

OECD は今後訪れる、より VUCA (Volatile, Uncertain, Complex, Ambiguous) な時代に備えて、DeSeCo を更新するため、2015 年に「OECD Future of Education and Skills 2030 project（教育とスキルの未来 2030 プロジェクト、以下、Education2030 プロジェクト）」を立ち上げ、複雑で予測が困難な 2030 年の世界を生き抜くために、生徒たちに必要な力とは何か、そしてそれをどのように育成するのかといったことの検討をはじめた。Education2030 プロジェクトには、日本も運営理事国として深く関わりこととなり、同時期に改定作業が進められていた学習指導要領（2018）にも大きな影響を与えることとなった（白井, 2020）。つまり、2005 年時点では国際的な機関が発表した内容を一方的に参考にする側であった日本の教育政策が、2015 年には Education2030 プロジェクトと双方向的な議論を行うことができた状況となった（図 2）。

Education2030 プロジェクトでは、新しい学習枠組みとして「ラーニング・コンパス」が提唱されており、その中で「エージェンシー (Student agency)」が中核概念とされている。エージェンシーとは「変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力」として定義されている。エージェンシーがなぜ重要なのか、それは「私たちが実現したい未来」を実際に実現していくためとされ、そのためには生徒が、教師から指示されたことをこなすだけでは足りず、あるいは、労働者が企業から求められるス

キルを身につけていくだけでは足りないと説明されている。また、エージェンシーにおいて重要なのは、「誰かの行動の結果を受け止めることよりも、自分で行動することである。形づくられるのを待つよりも、自分で形作ることである。誰かが決めたり選んだりを受け入れるよりも、自分で決定したり、選択したりすることである。」と説明されている (OECD, 2019)。ラーニング・コンパスやエージェンシーの考え方は日本の探究学習に影響を与えている重要な要素の一つだと考えられる。

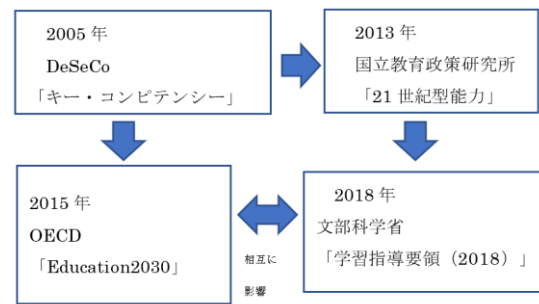


図2 学習指導要領（2018）とEducation2030との関係
（白井（2020）を元に筆者作成）

3. 研究目的と方法

本研究の目的は、OECD のラーニング・コンパスやエージェンシーと日本の高等学校における探究学習との関連について、主に総合的な探究の時間の取り組みに焦点をあて、政策文書、先行研究を通して明らかにすることである。

グローバル化する教育において、それぞれの国の固有の文脈に注意を払う必要があることが知られている（ローダー他, 2012）。国際機関の提唱する学習枠組みと日本の探究学習がそれぞれどのように影響し合い展開されているのか、その現状と課題を考察していく。

<主要参考文献>

国立教育政策研究所(2013)．『社会変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則（教育課程の編成に関する基礎的研究 報告書5）』．

佐藤浩章編(2021)．『高校教員のための探究学習入門－問いから始める7つのステップ』ナカニシヤ出版．

白井俊(2020)．『OECD Education2030 プロジェクトが描く教育の未来－エージェンシー、資質・能力とカリキュラム』ミネルヴァ書房．

OECD(2019)．OECD Learning Compass 2030．

https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/about/projects/edu/education-2040/1-1-learning-compass/OECD_Learning_Compass_2030_Concept_Note_Series.pdf (2024年10月14日最終アクセス)．

自由研究発表：2日目（11月10日 日曜日）

【第5分科会】 教育史

131教室

司会：草野 舞（尚絅大学短期大学部）

①9：30－10：00

親への助言―初期近代イングランド家政論における親であることと子育て―

柴田 賢一（常葉大学）

②10：00－10：30

郷土読本における口承文芸の教材化

～筑紫郡水城尋常高等小学校『郷土読本』の荳菫譚～

弓削 淳一（筑紫女学園中学校・高等学校）

③10：30－11：00

戦後改革期における高校職業教育と地域 ―中等教育研究集会に着目して―

日永 龍彦（山梨大学）

〈11：00－11：30 総括討論〉

親への助言

—初期近代イングランド家政論における親であることと子育て—

○ 柴田 賢一（常葉大学）

1. はじめに

「伝統社会では、母親は二歳以下の幼児の成長や幸福には無関心であった」と述べたのはエドワード・ショーターである（ショーター、1987）。またショーターはそのように「最初に主張した」のはアリエスであると述べている。いわゆる子ども観をめぐるこのような論争はどうやらいまだに続いているようであり、2000年代以降のイギリスにおける初期近代の家族史、子ども史研究を参照しても、ショーターと並んでアリエスやローレンス・ストーンが槍玉に挙げられている（French, A., 2020、Crawford, P., 2010）。子どもであること、子ども期（childhood）がこのように長く議論される一方で、親であること、親についての研究は管見の限り多いとは言えない。子ども史や子ども観に関する研究で部分的に触れられるか、ストーンがいう限定的家父長制核家族の、家父長の役割の一部として簡単に触れられる程度である。アナ・フレンチが言うように、多様で複雑な初期近代家族を取り巻く状況を子どもたちが生き抜いていけるよう様々な準備がなされたがゆえに、「子どもは初期近代の家族において、しばしばイデオロギー的な位置づけを与えられる」のに対して、親に向けられるまなざしは相対的に少ない。

その中でも、親の位置づけや役割、親であること（parenthood）に、ことのほか深く関心を寄せているのはパトリシア・クロフォードである。クロフォードは子どもを産む親としての知識やあり方、貧困児の親についてなど当時の親について論じている。クロフォードはどのような親であれ、親との「個々の子どもの経験が母親や父親になるという概念を形成する」のであり、歴史的な文脈で親としての行いを認識していかなければならないとしている（Crawford, P., 2010）。本研究ではこのようなクロフォードの議論を参照しつつ、家政論史料を中心に見られる「親への助言（Advice to Parents）」を手がかりに、「子どもを教育する親」の位置づけや役割について明らかにしていく。

2. 家政論における人間関係

（1）家政論の人間関係

古代ギリシアから初期近代まで繰り返し出版された「家政論」文献群は、家の管理についての総合的学についての書物であり、出版された時代において目指された家族の姿をたどる上では好個の資料である。そこでは家の管理は「人の管理」と「物の管理」に大別され、「人の管理」とは、夫と妻、親と子、主人と使用人の関係（古代では主人と奴隸の関係として物の管理に入れられていた）をその対象としている（拙稿、2010）。本研究ではこの親と子との関係における親という存在に着目した分析を行う。当時の親と子どもも嫡出・非嫡出をめぐる関係や、徒弟に対する親方としてのいわゆる親代わり（in loco parentis）論など、多様な分析視点が存在するが、本研究では特に家政論における、基本的に嫡出の子どもを育てる親、という視点から検討する。

3. 本研究の射程

本研究では、教育や子育てという行為をおこなう親としての存在に焦点を当てるため、教育や子育てについては基本的に扱わない。主に以下の点において、資料の分析と考察を行う。

（1）親の権威

当時のイングランドで出版された教育論では、子どもを教育する権威をもつものはそもそも神であり、親といえどもその権威を神から委ねられたものである、とされている（拙稿、2010）。加えてクロフォードは「神は親に子どもに対する愛を植え付けた」のであり、それが主要な原理であるという（Crawford, P., 2010）。これを裏付けるかのように初期近代の家政論著者であるグージは「親の義務の源は愛である」と述べている（Gouge, W., 1622）。親がなぜ子どもを養育し、教育することになるのかは、以上の議論を踏まえると単純に「産み」によるものと決めつけることはできない。まずは親であることとはどういうことなのか、その子どもに対する権威の由来はどこなのか、辿る必要があると考えられる。

（２）子どもの education における親

上記（１）の議論を踏まえつつ、子どもの education を行う権威が親に与えられたものとされたのち、親は子どもの education を行う者としてどのようにあらねばならないのか。例えば 17 世紀前半までは、母親は子どもへの授乳が母の徳を伝えるものであるために母親自身が道徳的であることが求められていた（拙稿、2016）。また父親も本来は我が子にラテン語やギリシア語などを教えるべきであるが、その素養が無いことも一因となり、職業的な教師の拡大を招くこととなった（拙稿、2010）。史料から垣間見えてくるのは、子どもの魂 (soul) と体 (body) に働きかける親の姿である。魂については、洗礼に始まりキリスト教に関する親の義務が述べられる。一方で、体に関することは授乳に始まり、職業選択や結婚など幅広い（Kirkwood, J., 1692）。親として持つべき素養も幅広いものでなければならなかった。

（３）子どもの死に面した親

子どもと親のかかわりは、子どもを育てるという文脈に限ったものではない。周知のとおり、近代以前の乳幼児の死亡率は大変高く、それゆえに子どもの死に直面せざるを得ない親も多くいた。またそのために、親への助言では「神が子どもを死によって取り去った時の親の義務について」という補遺が残されることもあった（Kirkwood, J., 1692）。神の手によるものである、神の定めたことである、とされ、キリストの復活になぞらえられても、そのような記述があることが、子を失った親の悲しみを想像させる。子どもの死との関係からの親についても考察したい。

付記：本研究の成果は、令和 2 年～6 年度科学研究費助成金（基盤研究（C）：幼児教育の概念に関する歴史的研究 課題番号 20K0247 研究代表者：柴田賢一）の研究成果の一部である。

<参考文献>

1. ショーター、エドワード『近代家族の形成』昭和堂、1987
2. L. ストーン『家族・政・結婚の社会史—1500 年—1800 年のイギリス』勁草書房、1991
3. 拙稿「初期近代イングランドにおける親・子・教師—教育する権威とその圍滅としての家政—」『日本の教育史学』第 53 集、教育史学会紀要、2010 年
4. 拙稿「17 世紀イングランドにおける子どもの〈教育〉—教育という授乳と教育概念を中心に—」『九州教育学会研究紀要』第 44 巻、2016
5. Crawford, Patricia, *Parents of Poor Children in England 1580–1800*, Oxford University Press, 2010
6. French, Anna, *Early Modern Childhood: An Introduction*. Routledge, 2020
7. Gouge, William, *Of Domestical Duties*, London, 1622
8. Kirkwood, James, *The true interest of families, or, Directions how parents may be happy in their children*, London, 1692

郷土読本における口承文芸の教材化

～筑紫郡水城尋常高等小学校の『郷土読本』の苺萱譚～

弓削 淳一（筑紫女学園中学校高等学校）

1. 研究の目的・先行研究

本研究の目的は、水城尋常高等小学校の『郷土読本』（筑紫郡水城村、昭和12年刊行、以下『水城郷土読本』）を取り上げ、戦前の「郷土教育運動」の中で、口承文芸がどのように教材化されたかについて、「苺萱譚」を事例に考察することである。

「苺萱譚」は、太宰府の「苺萱の関」を出発点に、高野山周辺で展開し、善光寺に帰結する仏教説話である。苺萱道心と石童丸親子の女人禁制による悲劇は、能・説経浄瑠璃・人形浄瑠璃・読本（勸化本）などで文芸化され、中世最大の悲劇文芸とされている。

「郷土読本」について民俗学史からは、伊藤純郎・小国喜弘らの研究がある。「郷土読本」は戦前の「郷土教育運動」との関わりで論じられることが多い。伊藤は、郷土教育運動の変質を「昭和12年をもって画する」とする。また小国喜弘は、1930年代を中心にして、学校教育と民俗学の接近について論じている。これらの民俗学史の側からは、柳田国男やその影響を受けた民俗学を学んだ教師たちの動きを重要視する。長野県を事例にしている研究が多い。

社会科教育史の側から福岡県の「郷土読本」を取り上げたのが祇園全禄である。祇園は、戦前の社会科教育において、すでに社会認識形成の萌芽が見られていたことに着目する。祇園は、福岡県で発行された「郷土読本」について、以下のように3つに類型化している。

○第一類型—国民的精神涵養、郷土愛、郷土自慢の色彩が強いもの。

○第二類型—愛国心、郷土愛の育成を基盤に置きながら、内容的には記述的知識と因果関係追究の記述から構成されているもの。

○第三類型—「説明的知識」「概念的知識」や因果関係追究の「分析」「総合」の手法が一部組み込まれ、児童の学習への能動性・積極性重視を配慮しているもの。

福岡県立図書館や福岡市総合図書館には20本の「郷土読本」が所蔵されている。祇園はこのうち『大牟田市郷土読本』（昭和8年）に着目し、「第二分類」に属するとしている。祇園は、本研究で取り上げる『水城郷土読本』については論じていない。『大牟田市郷土読本』と『水城郷土読本』は、いずれも福岡県出身の国語学者である八波則吉の校閲と銘打たれている。これらの先行研究から、『水城郷土読本』における口承文芸の教材化は、民俗学史と社会教育史の両面からの考察が必要であると考えた。

2. 『水城郷土読本』の口承文芸

『水城郷土読本』は上巻21課、中巻21課、下巻28課の全70課で構成される。徐々に内容が高度化し、下巻では「村勢概要（21課）」「我が村の農業（23課）」「我が村の養蚕（25課）」など、統計データをもとに考察する教材がある。このうち「田中長者（上巻5課）」「雨乞ノカメ（上巻7課）」「ナカズノ池（上巻11課）」「ツルノヤシキ（上巻16課）」「サルヅカ（上巻21課）」「衣掛天神（中巻2課）」「もろ尼御前（中巻9課）」「稲子地藏（中巻12課）」「刈萱の関と石童丸（中巻15課）」「宝満がくし（中巻19課）」の10課で口承文芸が取り上げられている。科学的なデータが取り上げられている一方、太宰府天満宮に近い筑紫郡水城村で豊かに語られていた口承文芸が教材化された「郷土読本」であるといえる。

「苺萱譚」に関しては中巻15課に「刈萱の関と石童丸」が取り上げられ、「稲子地藏（中巻12課）」「宝満がくし（中巻19課）」に関連説話がある。中巻15課では、「苺萱の関」の役人繁氏の出家、母親と石童丸の高野山への旅立ち、女人禁制の高野山における石童丸の父親搜索、

苧萱道心（父）との出会いと名乗らない繁氏、母親の死去、石童丸の出家という人口に膾炙した「苧萱譚」がコンパクトに語られ、石童丸の姉千代鶴姫の墓の伝承で締めくくられている。それに先立つ12課では、主人である加藤左衛門繁氏のために身代わりになった「稲子」を祭る地蔵尊（稲子地蔵）が、詩の形式をとって教材化されている。

3. 『大牟田市郷土読本』との比較

祇園は福岡県の地理教育における「科学的な社会認識形成」の変遷を、「萌芽期Ⅰ（明治5～明治10年代）」「萌芽期Ⅱ（明治20～30年代）」「胎動期Ⅰ（大正デモクラシー期）」「胎動期Ⅱ（昭和初期）」「退潮・変容期（昭和10年代）」と分析した。このうち「胎動期Ⅱ」の事例として祇園が注目しているのが「大牟田市案の教育（大正15年）」である。「大牟田市案の教育」は、シュプランガー、ディルタイの「生の哲学」を理論的な基礎にし、ダルトン・プランの長所を取り入れた教育実践であり、大牟田市内の8つの小学校で共同研究され、実践された。『大牟田市郷土読本』はこの影響下で編集された。

『大牟田市教育読本』は上下巻各26課、全52課で構成される。このうち、「典太屋敷（上巻14課）」「八角目峠（上第17課）」「蟹を食べない村（下巻6課）」「桜姫（下巻10課）」で口承文芸が取り上げられている。「桜姫」については、『水城郷土読本』の「稲子地蔵」と同様に詩の形式で取り上げている。このことから『水城郷土読本』が、八波則吉が校閲した『大牟田市郷土読本』を手本にして編纂されたと考えたい。祇園の考察のように、社会認識形成の胎動が見られる福岡県において、一方で郷土色を豊かにする口承文芸が適宜取り入れられており、「社会認識形成」と「郷土愛の涵養」の両立が図られている。「郷土読本」の編纂に取り組んだ福岡県の教師たちの中に、民俗学徒が含まれていたことを示している。

4. 『水城郷土読本』の意義

一般に「苧萱譚」の出発点は、菅原道真公の和歌にある「苧萱の関」であり、人々の記憶には関所（史蹟）だけが残っていった。『水城郷土読本』の「刈萱の関と石童丸（中巻15課）」で紹介された「石童丸の姉千代鶴姫の墓」の伝承は、他の文献等では見出すことができない。しかし、博多の大崎周水堂が戦前に発行したと思われる絵葉書に取り上げられるなど、一時期は観光名所化されていたと考えている。

時を隔てて、平成になって太宰府市は「太宰府市市民遺産」を認定することになった。その「第9号」に「苧萱の関跡とかるかや物語」が認定された。平成26年3月22日の認定である。この「景観・市民遺産育成団体」は「かるかや物語を伝える会」である。「関所の跡」という「史蹟」と、「かるかや物語」という「伝承（口承文芸）」が合わせて遺産化されたのである。「太宰府市市民遺産第9号・苧萱の関跡とかるかや物語」のリーフレットによれば、「かるかや物語」は、水城小学校の学芸会の定番の劇であった。昭和30（1955）年には、旧太宰府町と水城村の合併記念として、水城小学校の生徒によって「石童丸」が太宰府天満宮の文書館で演じられたという。

『水城郷土読本』で教材化された「千代鶴姫の墓」の伝承は、苧萱・石童丸親子の哀話の一舞台として保存されていくことになった。昭和初期に編纂された『郷土読本』が貴重な地域の口承文芸を保存する一例であると考えている。

<参考文献>

- ・『増補郷土教育運動の研究』（伊藤純郎著、1998年初版、2008年増補版、文閣堂出版）
- ・『民俗学運動と学校教育－民俗の発見とその国民化』（小国喜弘著、2001年、東京大学出版会）
- ・『社会認識形成の視点からみた福岡県地理教育実践史【戦前編】』（祇園全禄著、2009年、海鳥社）

戦後改革期における高校職業教育と地域

—中等教育研究集会に着目して—

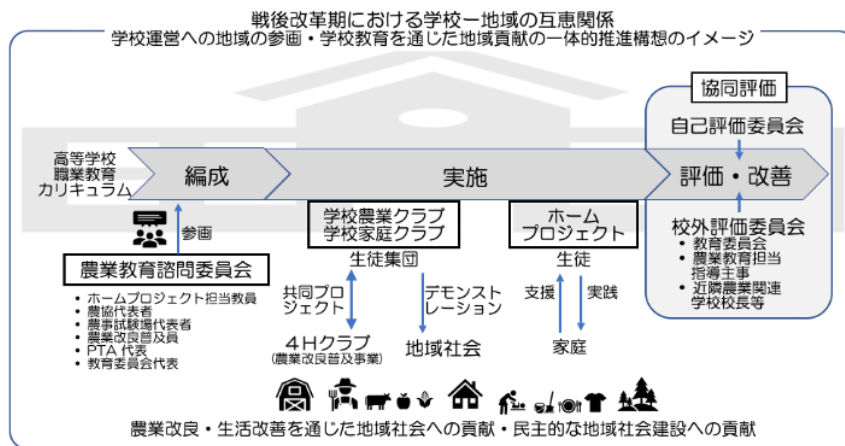
○ 日永 龍彦（山梨大学）

はじめに

本報告の目的は、戦後改革期に占領側（民間情報教育局（Civil Information & Education: CI&E）の中等教育課（Secondary Education Section）と職業教育課（Vocational Education Section））が有していた高校職業教育（本報告では主として農業科教育に焦点をあてる）改革構想が各地の実践においてどのような定着状況にあったか事例を通して検討することである。この構想は高等学校と保護者・地域が連携して教育活動を展開するとともに、高校生の学習活動が地域の産業・生活の改善に貢献するとともに戦後の民主的な社会構築の担い手育成（いわゆる「市民性の育成」）を志向するものであった。実際には、高度経済成長の始まりとともに、将来の地域を支える中核エリートともなりうる生徒たちが通学していた農業高校は、進学校を頂点とする高等学校の序列の下位に置かれてしまい、必ずしも構想が目指した結果をもたらすことはなかった。しかし、その実践は今日の学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）における「地域とともにある学校づくり」「学校を核にした地域づくり」という2つの目標の両立を目指すものであり、同じく今日の学校が取り組む探求活動に該当するプロジェクト学習や地域の課題解決のための活動に取り組むものでもあった。そうした意味では、ごく短期間ではあるが貴重な実践であり、改革構想の本質の解明と実践からもたらされた課題の明確化は現代の学校にとっても有益なものとなる。

1. 戦後改革期における高校職業教育と地域との互惠関係構築に向けた全体構想

報告者は2021年度科研費申請書および同年の日本教育行政学会第56回大会において、本構想の全体像について以下のように示した。まず、教師による地域社会・生徒の必要等の実態把握・調査が行われ、そこに諮問委員会（地域の専門家・実践家）が参画・助言しながら教育目標の設定・教育課程の編成を行なっていく。



れ、そこに諮問委員会（地域の専門家・実践家）が参画・助言しながら教育目標の設定・教育課程の編成を行なっていく。

教育課程の実施段階においては、総合農業（科目）において地域での農業経営の実践に必要な知識・技能を獲得し、ホーム・プロジェクト（実習科目）による生徒個人と保護者との協同作業を通じて生徒の実践

力を高めていく。また、課外活動としての学校農業クラブ（生徒集団）と4Hクラブ（地域の農業従事青少年団体）との共同プロジェクトを通じて生徒集団が地域のリーダー役となり、地域の農業改良普及事業にも貢献していくことになる。これらを通じて、教育活動を通じて生徒と地域（保護者・住民）とが相互に交流し、生徒は地域や保護者による支援を受けるだけでなく、生徒の学習活動を通じた地域社会の改善に貢献するという互惠的な関係が構築されることになる。そして、教育課程を評価・改善する段階では、農業教育実践とその条件整備等に対する全方位的な協同評価を行なうが、そこには自己評価委員会とは別に校外評価委員会が組織され、地域の教育行政専門家や近隣農業高校関係者による同僚

評価を取り入れながら教育課程の改善を図るとともに、教育委員会による条件整備の根拠資料として活用することとなる。

このように、教育課程の編成・実施・評価といった一連の教育課程経営への保護者と多様な地域（行政関係者を含む）の参画を通じて、地域が一方的に学校に支援するような片務的な関係ではなく、学校が地域に貢献するような互恵的な関係構築が目指されていたのであった。

2. 中等教育研究集会とは何か

CI&E が戦後教育改革において教育の民主化を図ることを目的として取り組んだ施策に IFEL がある。IFEL とは周知のように the Institute For Educational Leadership の頭文字をとったもので「教育長等講習」のちに「教育指導者講習」と呼ばれた。1948 年 10 月から 52 年 3 月までに 8 期にわたって開催されたが、その特質の一つがワークショップという手法の採用であった。この手法により参加者が民主的プロセスを体験しながら学ぶこととなった。

本報告で取り上げる中等教育研究集会という名称に含まれる「研究集会」はこの「ワークショップ」の訳語である。戦後改革期には各種の研究集会が開催されたが、中等教育研究集会は 1949 年に全国を 8 地区に分けて開催したのをはじめとして 52 年まで継続された。文部省と開催都道府県教育委員会の共催により、「各県から選ばれた有能な教育者及び教育関係者が会合して、中等学校及び高等学校教育に関する諸問題を研究討議し、事実と経験に基づく具体的な解決の方策を考え、実地的な改善の計画を立て、それによって直接中等教育の発展に寄与すること」が目的に掲げられていた。単に講義を聞くのではなく、各自が「積極的に自主的に研究目標を定め、この目標達成のための計画に基づいて活動する」ために、それぞれの具体的な実践をもちよって検討することになる。そのため、共催した教育委員会が作成した報告書には具体的な実践とその課題、解決の方向性などが記録されている。

3. 本報告の構成

本報告においては、上記の諸事項を踏まえ、まず、民間情報教育局（CI&E）中等教育課・職業教育課において中等教育研究集会がどのように企画・検討・評価されていたか、GHQ/SCAP Records に含まれる両課の weekly reports および関連資料・報告書等から具体的に当時の状況をあつづけていく。加えて、中等教育研究集会実施状況報告書に見る各地での実践事例を取り上げ、それぞれの実践の共通性や特異性などに着目しながら整理していく。これらの作業を通じて、戦後改革期における高校職業教育と地域との互恵関係構築に向けた改革構想の定着過程とその実情を明らかにしたい。

<参考文献>

- ・ 植田幸輔・田中圓三郎編（1948）『新農業教育法』理工図書
- ・ 新潟県教育委員会編（1949）『新教育の基本問題－中等教育研究集会報告書』中外出版
- ・ 大分県教育委員会編（1950）『九州地区 中等教育研究集会報告書』大分県教育委員会
- ・ 碓井正久 監修・高山昭夫 著（1981）『日本農業教育史』農山漁村文化協会
- ・ 高橋寛人 編（1999）『占領期教育指導者講習基本資料集成 第Ⅰ巻』すずさわ書店

【謝辞】本報告は、科学研究費補助金・基盤研究(C)「戦後初期の学校と地域の連携構想とその受容－高校と地域の互恵関係構築に着目して」（研究課題番号：21K02236、研究代表者：日永龍彦、研究期間：2021 年度～2024 年度）の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

自由研究発表：2日目（11月10日 日曜日）

【第6分科会】 社会教育

132教室

司会：中山 博晶（九州大学）

①9：30－10：00

4年間のポケットオルゴールの製作と寄贈活動のまとめ

山之内 幹（南九州大学）

②10：00－10：30

専門学校卒業生の「好き」を動機としたキャリア形成に関する一考察

小田 茜（久留米大学）

③10：30－11：00

農山村地域における暮らしと共にある教育環境に関する一考察

鎌田 宣佑（九州大学大学院）

④11：00－11：30

子どものICT学習を支える居場所づくりに関する事例研究

～デジタルユースワーク及びコンピュータクラブハウスの海外実践の分析を通じて～

松嶋 駿（九州大学大学院）

〈11：30－12：00 総括討論〉

4年間のポケットオルゴールの製作と寄贈活動のまとめ

○山之内幹（南九州大学）

1. はじめに

8年間（2008.4～2016.3）病弱支援学校に勤務した。その間、隣接する病院で訪問学級の児童生徒の授業を行った。その時、子どもたちが病棟内のベッドの中でいつでも聴きたい時に好きな曲を聴くことはできないか、また病院内を車いすで散歩する時もお気に入りの曲を聴くことのできる音楽ツールはないかと思い、作り始めたのがポケットオルゴールである。

製作を始めてから4年が過ぎた。この間、ポケットオルゴールを作っては特別支援学校、障害児者施設、子ども病院、高齢者施設、国立療養所等に寄贈し続けてきた（2024年9月3日現在 186施設 1609個寄贈）。そして寄贈先から送られてくる意見や要望を基に改良を重ね、障害のある子どもたちや高齢者にとってより使いやすいポケットオルゴールはどのようなものかを検討してきた。本稿では4年間で製作してきたポケットオルゴールの紹介と改良の過程をまとめて報告する。

2 ポケットオルゴールの紹介

（1）2020年度製作 固定式1号（写真1・2）

写真1は最初にしたポケットオルゴールである。ムーブメント（ニデックサンキョー製）を円板に木ネジで固定し、カプセルトイのケースを被せる。特別支援学校に贈ると「オルゴールが小さいのでベッドサイドや車いすのテーブルにのせて音を楽しめた」（肢体）、「ムーブメントの動きに興味を示す発達障害のある児童がいた。音を聴くだけでなく動きをずっと見入っていた」（知的）、「自立活動の授業でテーブルにあるオルゴールに手を伸ばす動きや、プレイルームの床にあるオルゴールまで腹ばいや寝返りで移動する動きを引き出した」

（病弱）、「病棟に持ち込む教材はすべてを消毒するがこのオルゴールは消毒や衛生管理がしやすい」（病弱）、といった感想を得られた（山之内 2021）。



写真1 固定式1号



写真2 円板の裏

（2）2021年度製作 固定式2号（写真3・4）

テーブルにのせて聴くだけでなく、車いすのグリップやベッドのフレームにさげて聴くことができるように、カプセルに紐の輪をつけた。また誰もが作ることができるよう、円板の巻きねじの穴を電動ドリルではなく、糸鋸でカットできるようにした（山之内 2022）

（3）2023年度製作 回転式1号・移動式1号（写真5・6）

寄贈した施設職員から「ポケットオルゴールが音を鳴らしながら踊るように動き出したら、重度の障害の子どもでも手を伸ばしてオルゴールを触ろうとするのではなか」という意見が寄せられた（山之内 2023）。そこで、回転式1号（写真5）と移動式1号（写真6）のポケットオルゴールの製作を行った。回転式は台となる円板に巻きねじを付け、台を回してネジを巻く。移動式は糸巻き車の仕組み



写真3 固定式2号



写真4 円板の裏

を取り入れた。しかし、回転式はネジの巻き方は容易になったが音の響きは固定式よりも弱まった。また移動式はオルゴールというより動くおもちゃが音を鳴らしながら進んでいるという印象を受けた。狭いテーブルだと、オルゴールをずっと追わないとオルゴールがテーブル

から落下してしまう。じっくりと静かな環境でオルゴールの音を楽しむという雰囲気にはふさわしい(山之内 2023)。

(4) 2023～2024年度製作 固定式3号・回転式2号(写真6・7)と補助具(写真8)

固定式3号(写真6)は脚を3本から2本に減らしたものである。理由は経費である。製作開始当初(2020年)は1個作るのに720円かかった(山之内 2021)。しかし今は各部品が値上がりしている。特に円板はこの4年間で70円から160円に値上がりした。今では1個作るのに1100円かかる。そのような事情で脚を3本から2本に替え、費用を少しでも抑えるようにした。

回転式2号(写真7)は破せるカプセルをバイオカプセルに替えたものである。一番の理由は今後の製作・寄贈活動の継続を考え、なるべく環境にやさしい材料に替えた方がよいと判断したからである。またバイオカプセル製の回転式オルゴールの製作回数を増やすことにした。理由は高齢者施設(療養所)の入所者から「固定式はねじ巻きが難しく、回転式の方が巻きやすい」と言う要望がでたからである。さらにバイオカプセルは見た目が好印象で、子どもにとって親しみやすくなると思った。

回転式オルゴールは音の響きは落ちるが、その弱点を誰もが慣れ親しんでいる童謡や、メロディがわかりやすい曲を選ぶといった方法で補うことにした。選曲についてはオルゴール製作会社の担当者からアドバイスを受けた。

また従来型の固定式のオルゴールのネジ巻きが難しいというのは障害者施設、高齢者施設でも同じであろう。そこで手指のまひ等がある障害者や高齢者が少しでも自分でねじを巻くことができるよう、あるいはねじを巻く感覚が味わえるようねじまき補助具を製作した(写真8)。

3. おわりに

現在は固定式3号と回転式2号と補助具を製作し、寄贈を続けている。施設等からは

「スヌーズレンを行いながらオルゴールを聴きました」とか「最近の曲だけでなく、昔の曲や聴いたことのない曲でも音色を楽しんでいた」「子どもたちが手を伸ばしたり、耳に近づけたりとか遊ぶ姿が見られた」といった感想も届いている。補助具については確認できていない。今後も使い勝手やデザイン、選曲などについて意見や要望を聞き、より多くの人が触れてみたくなるようなポケットオルゴールを作っていきたい。

<参考文献>

山之内幹 子どもたちをなごませるポケットオルゴールの製作と活用 実践みんなの特別支援教育577 Gakken 2021

山之内幹 ポケットオルゴールを作ってみませんか? 特別支援教育の実践情報206 明治図書 2022

山之内幹 障害の重い子どもたちのためのポケットオルゴールの製作と活用 福岡女学院大学紀要24 2023

謝辞

ポケットオルゴールの研究開発に対して2023年10月より1年間、(公財)太陽生命厚生事業団より調査研究助成金を頂きました。感謝申し上げます。



写真5 回転式1号



写真6 移動式1号



写真6 固定式3号



写真7 回転式2号



写真8 補助具

専門学校卒業生の「好き」を動機としたキャリア形成に関する一考察

○ 小田 茜 (久留米大学)

1. 問題意識

(1) 専門学校卒業生の「好き」を動機としたキャリア形成への焦点化

専修学校専門課程（以下、専門学校）は1975年に制度化されて以来、新規高卒者の進学先の1つとして確立している。2023年現在、高校及び中等教育学校を卒業した者のうち専門学校に進学する者の割合は16.2%であり、大学進学者56.8%に次ぐ進学率の高さである。専門学校への進学動機、それを起点とした在学後ないし卒業後のキャリア形成のあり方は様々にあると考えるが、本稿で着目するのは「好きなことを学びたい」「好きなことを仕事にしたい」という進学要求を起点としたキャリア形成である。

「好き」の対象・内実は、例えば「音楽が好き」「ファッションが好き」など多種多様と考えられるが、「好き」を基にした進学要求の背景には「消費文化」が関連すると考える。この点を詳述する前に本稿の「消費社会」及び「消費文化」の定義を先に設定する。「消費社会」に関して、中西（2004）、中西（2012）の把握に基づき、「1970年代後半以降に確立した、社会経済的次元での企業主義秩序と結びついた日本型消費社会」と定義する。また中西（2004）は、たんなる商業主義や文化商品の氾濫という次元だけではすまない文化問題として、「人間関係の商品化を固有の特質とする消費社会化が進行し、文化領域の消費社会化によってコミュニケーション世界の大規模な商品化」（p.8）が進んでいる点を指摘する。これを踏まえ本稿は「消費社会」下で生じる「コミュニケーション世界の大規模な商品化」を前提とした人々の生活様式を「消費文化」と定義する。

そして本稿は「消費文化」に関し、特に青年の成長過程との関係に着目する。中西（2024、前掲）によれば70年代後半以降の青年の成長環境は、学校・家庭・「消費文化」世界のトライアングル構造となり、「消費文化」世界での経験が青年の成長の上で学校・家庭と並ぶ不可欠なものとなっている。中西（2012）でも「消費文化」世界を介した「なりたい自分」追求が拡大し、特に90年代以降は、文化領域での「なりたい自分」追求と職業選択の局面での「なりたい自分」追求が接続していく実態が指摘されている。この点を踏まえると、青年の「消費文化」世界における成長とは、①「消費文化」を通じた日常生活レベルにおける成長、②①にとどまらない「消費文化」に関連する業界に従事する（以後、本稿では『消費文化』世界の担い手になる」と表記）レベルにおける成長に分けることができると考える。本稿が着目するのは②である。

更に、②の『消費文化』世界の担い手の目指し方は、次の2つに大別できる。まず(a)「消費文化」世界での趣味行為を営む側から担い手を目指す場合である。例えば、「漫画を趣味で読む側から漫画家」を目指す、「趣味として音楽を演奏する側からミュージシャン」を目指すことが想定される。次に、趣味行為の有無に関わらず、(b)「消費文化」が提供するイメージやスタイル（及びその影響を受けやすい職業）に魅せられ担い手を目指す場合である。例えば、SNSで投稿される「写真映え」するヘアスタイル、お菓子、「インフルエンサー」等に魅せられ美容師やパティシエに憧れることが想定される。このようなく『消費文化』世界の担い手を目指すことへの要求を、専門学校進学者が語る「好き」との関係で具体的に示すと、「アニメが好きだからアニメーターになりたい」「憧れのパティシエ YouTuber みたいな人になりたい」といった要求になる。本稿は上記の作業定義を踏まえ、専門学校生の「消費文化」で培われる「好き」を動機としたキャリア（特にワーク・キャリア）形成に焦点化し、これを、専門学校生の「好き」を動機としたキャリア形成と名づける。特に本報告では、専門学校卒業生の「好き」を動機としたキャリア形成の実態を解明する。

(2) 専門学校(卒業)生の「好き」を動機としたキャリア形成に関する先行研究の到達点と限界

専門学校卒業生の「好き」を動機としたキャリア形成に関する研究の数は極めて少ない。他方で、進学段階や在学段階の研究はその数も少ないものの、蓄積がある。まず、進学段階の研究として、植上(2011)がある。植上は、専門学校進学がこれまで、従来の家庭の経済環境や学力などの理由で大学進学が叶わなかったための進学という「代替的進学」という分析のみが中心であった点に着目し、さらに中等後教育研究では基本的に教育機関に対する進学要求に関して、「学歴の高低」という手段的側面にしか着目してこなかった点を問題視する。植上は、こうした一元的な観点を解除し、専門学校生の進学要求の諸側面を手段的側面／目的的側面に着目して分類し、目的的な進学要求の1つとしての「好きなことを学びたい」という要求から進学する実態を捉えている。また小田(2023a)はファッション系専門学校生、小田(2023d)は美容系専門学校生、それぞれについて彼らのキャリア形成の全体的特徴について量的調査を通じ解明し、彼らの8割以上が「好き」なことを学びたいと考え進学し、他方で学力的事情による進学が低い傾向を指摘している。小田(2023b)は、「好き」を「動機の語彙」(C・W・ミルズ)の観点から捉え、専門学校生の進学要求を解明している。具体的には、「好き」という語彙を基に語られる要求には、「消費文化」における消費への興味や、消費を通じた「自分らしさ」追求、「好き」な他者からの承認・憧れといった要素を含んだ目的的な側面が基盤となっている点が解明されている。また、このような積極性を帯びた進学要求を抱いている一方、都市部への進学が叶わなかった等、経済的制約を抱える学生が一定数いる点も指摘されている。

在学段階に関して小田(2023c)は、専門学校生の在学段階のキャリア形成の実態について、「好き」の維持・変容に着目して解明している。その結果、専門的な知識・技能や求められる業界人としての姿勢を学ぶことを通じ、職業イメージの具体化／業界人になるうえでの「得手・不得手」や「弱み・強み」の自覚がなされ、進学時には曖昧さを多く含んでいた「好き」が研磨されていく過程が明らかとなった。これらから、専門学校生の「好き」を動機としたキャリア形成について、「動機の語彙」としての「好き」という観点から実態解明が部分的に進んでいることが読み取れる。しかし、本報告が着目する「卒業後」のキャリア形成実態の特質の検討は、進学・在学段階の検討以上に、進んでいない状況にある。

2. 本報告の長期的目的と本報告の課題・方法

本報告の長期的な研究目的は、専門学校生の「好き」を動機としたキャリア形成過程の実態を、在学・進学・卒後の各段階に焦点を当て解明することである。そのために、各段階のキャリア形成分析が求められるが、本報告は卒後段階に着目する。したがって本報告の目的を、専門学校卒業生の「好き」を動機としたキャリア形成の実態について考察することを設定する。当該キャリア形成の実態を解明するためには、小田(2023b)及び小田(2023c)の知見を踏まえ、①「動機の語彙」としての「好き」の維持・変容・深化を描き出すための分析枠組みをいかに設定するのか、②卒業生の「好き」を動機としたキャリア形成の実態とはいかなるものであるのか、という2点の検討課題に取り組む必要があるが、本報告は、②に取り組む。本報告は、専門学校卒業生の「好き」を動機としたキャリア形成の実態について質的に解明することを目的とする。その際、1(1)で論じた「消費文化」世界と密接に関連する業界の1つとして、美容・ファッション・製菓業界に着目し、それらの業界に対応する専門学校卒業生を対象としたインタビュー調査で得られたデータを用いる。具体的には、西日本地域に位置するX県及びY県の専門学校卒業生18名への調査結果に焦点を当て検討する。調査対象者の選定は、基本的には各学校の教職員に依頼し、その後許諾を得られた者に対し研究及び得られたデータの利用に関する説明を行い、調査協力への同意書を記入してもらい、インタビューを実施した。ICレコーダーによる音声録音に関しても説明の上、同意書に記入してもらい了承を得た。調査期間は2023年10月～2024

年 10 月、調査時間は 60～90 分程度、調査場所は調査対象者の居住地近隣のカフェまたは勤務店舗内にて実施した。調査項目は、在学時代の進学理由や挫折経験の有無、就職するにあたっての重視点・将来展望（卒業前）、卒後の業界イメージの変化・維持の理由・契機、卒後の職業観の維持・変容、専門学校時代の知識・技能・人間関係の効果などを設定し、半構造化インタビューを実施した。本調査の実施は、久留米大学倫理審査委員会の承認を受けている（研究番号 435）。当日の報告では、インタビュー調査結果を中心に発表する。

<主要参考文献>

植上一希（2011）『専門学校の教育とキャリア形成』大月書店

小田茜（2023a）「専門学校生のキャリア形成の実態・特質に関する一考察—ファッション系専門学校生を対象とした質問紙調査分析を通じて—」福岡大学大学院論集刊行委員会『福岡大学院論集』、第 55 巻第 1 号、41-56 頁

小田茜（2023b）「専門学校生の「好き」を動機とした進学動向—美容・ファッション・製菓系専門学校生へのインタビュー調査結果から—」日本教育学会第 82 回大会学会発表資料

小田茜（2023c）「専門学校生の「好き」を動機とした在学経験に関する一考察—美容・ファッション・製菓系専門学校生への聞き取り調査結果から—」日本職業教育学会第 4 回大会学会発表資料

小田茜（2023d）「美容系専門学校生の『好き』を動機としたキャリア形成に関する一考察—西日本地域の政令指定都市に位置する美容系 A 専門学校生を対象とした質問紙調査結果から—」福岡大学大学院論集刊行委員会『福岡大学大学院論集』、第 55 巻第 2 号、13-34 頁

中西新太郎（2004）『若者たちに何が起きているのか』花伝社

中西新太郎（2012）『「問題」としての青少年』大月書店

農山村地域における暮らしと共にある教育の場に関する一考察

○ 鎌田宜佑（九州大学大学院・院生）

1. 問題設定：自然と共にある暮らしのなかにある教育の営みを考える

現代は、身の回りの暮らしにある自然との関わりが、生産にもとづく価値の増殖を目指す外部化された生産／流通／消費／廃棄のシステムのなかに組み込まれている。歴史的／教育的文脈で考えれば、貨幣価値の増殖を第一の価値とする自然との関係を規定するシステムは近代化が進むにつれ発展していき、地域の暮らしに根差す自然との関係と、自然との関わり方などを伝える教育的営みを後景化させていった。また、システムの発展に起因する形で1960年代以降は公害問題や自然環境破壊などの環境に関わる問題が社会問題化されたのに対し、市民運動に根差す教育運動が起こっていった。

こうした状況のなか、1970年代以降の環境問題に対する国際的危機感のなかで環境問題解決へ貢献する教育「環境教育」という教育用語が登場し、研究者はもちろん、1990年代以降は実践者のなかでも「環境教育」の用語、概念が普及してきた。以降も「環境教育」は、環境の社会的／経済的／政治的側面の問題と関連し、その対応として「ESD」などの教育用語が登場するが、環境問題の解決を目指し、自然との関係性を問い直す教育概念として位置づいているように見える。

研究の文脈における「環境教育」の論じ口は、学校教育を対象にしたカリキュラムにもとづく知識伝達による意識変容や行動変容中心に注目したものが主流である。こうした研究は、環境問題の解決を目的とし、学習者の行動変容や意識変容を求める故、環境教育における教育的要素をゆがめる可能性があることが指摘されている。それに対し、草の根の環境保全運動が組織化されることによって子どもたちにとっての教育資源となり、かつその過程が地域住民にとっての環境に対する価値の再発見につながることも含めた環境教育像が示されている。このように、環境問題の解決のための知識伝達ではない、地域の中で自然との関係を結びなおすなかで人が育つ教育のありようを環境教育として論じて行く議論がある。（野田、2024）

ただし、本研究が注目したいのは、発展による環境教育が発展し、組織化していく過程以前の、教育としては未分化な自然とともにある暮らしに根差した人の育ちである。なぜならば、そこに光を当てることで人の育ちに紐づく豊かな実践が詰まっているのではないかと考えるためである。

人の暮らしのなかにある教育のありように関心を寄せる議論は、暮らしの場である地域の関係性のなかで人が育つ過程に注目するインフォーマル教育の文脈がある。なかでも、沖縄のシマ社会における生活の教育的意味を問う研究アプローチを通して、学校教育とは異なる教育観を探求していく研究がある。（末本、2013）このインフォーマル教育研究の視座に学びながら、本研究ではそもそも暮らしのなかで誰が、いかなる意味で「教育をする者」であるのかを意識したい。そのうえで、本研究では環境教育において自然と共にある暮らしのなかにある教育的営みの論じ方を探求する文脈を前提に、自然とともにある暮らしを営む人々が、いかなる意味で教育者と言いつたのかを、フィールドワーク調査と調査結果を通じた分析・考察を通して明らかにするものである。

2. 調査概要：農山村地域に住まう農家の暮らしのなかにある教育的営み

本調査では、上記の研究課題に基づき、農山村地域で暮らしながら人を育ててきた人が、農的暮

らしを学ぶ人と暮らすとき、自然と共にある暮らしのなかでの気づきを促すような関わりや場の設定をどう行っていたのかについて検討する。

(1) 対象：大分県九重町の集落で暮らす農家 A さん夫婦の暮らし

本研究では、大分県玖珠郡九重町の農山村集落で暮らしている農家 A さんと A さんが営む暮らしを研究対象とする。調査対象地域である A さんの住む集落は標高約 900 m に位置し、周辺を取り囲む形で存在する飯田高原に位置する。寒冷地で夏場も涼しく、長距離を走る陸上選手集団の合宿場所となる。周囲には九重国立自然公園などに指定されるほど豊かな自然環境に恵まれており、豊かな自然環境を生かした自然学校があるほか、その自然環境である九重の山々は住民の暮らしの場であることもあって、歴史的に暮らしの場を守る事と重ねて自然環境の保全行われて来た地域でもある。また青年団の動きが活発だったことと、小規模な行政区のなかで行政と地域住民が近い関係性をもってきたこともあり、歴史的に見て社会教育活動が盛んであり、それが住民によって自然環境を保全していく活動の原動力になっている。

農家である A さんは、化学物質系の農薬を使用しない有機農業を行いながら、グリーンツーリズムを受け入れる農家民宿と農家レストランを営み、かつ WOOF という国際的農業留学制度を利用し訪れる農業留学生を受け入れてきた。A さんの家を拠点とした農家で暮らす体験は、築 200 年を超える先祖伝来の屋敷を拠点として、畑の雑草取りや合鴨を使った稲作などの有機農業、地元の伝統食を利用した毎日 3 食の食事、地域住民の季節の仕事である山焼きなど、自然と、地域とともに暮らす経験を数日から半年にかけて経験する。A さんのもとで農家の暮らしを経験した人々は、A さんの人柄、集落での暮らし方をみながら、その後地元に戻り農業を始めるほか、周辺に住み着き農業や酪農、国立自然公園関係の仕事などの仕事を始める人々も存在する。このように、A さんの集落での暮らし方を見て、生産性・効率性などのシステムに依存した生活上の価値観からいえば必ずしも暮らしやすい場所ではない農山村集落に住んでいる人々が育っている。本研究では、農山村地域で暮らしながら、暮らし方を含めた農業のあり方を学びに来た人を育ててきた住民として、A さん及び A さんの営む暮らしを研究対象とする。

(2) 方法と調査結果・考察の概要：A さんの家を暮らしの拠点としたフィールドワークから

本調査では、実際に調査者が A さん夫婦の住居を調査期間中の拠点としつつ、A さんと暮らしを共にする形でフィールドワークを行った。調査では主に A さんとともに行う暮らしのなかで起こった出来事をフィールドノートに記述しながら、自然とともにある暮らしのなかでどのような出来事が起こったのか、出来事が起こったのはどのような場だったのか、その出来事のなかで A さんが何を話しどのように振舞っていたのかについて分析をおこなった。その後、一般的な知識伝達中心の環境教育実践との違いとを比較しつつ、A さんとともに暮らすのなかで起こった出来事のなかでどのような点が人の気づきや育ちに意味があるのかについて検討を行った。なお、ここで行った検討及び、調査方法としてフィールドワークを採用したことの経緯については、本発表表において詳細を述べる。

<参考文献>

末本誠『沖縄のシマ社会への社会教育的アプローチ：暮らしと学びの空間のナラティブ』福村出版、2013

野田恵「気候機器に抗う環境教育」教育科学研究会編『教育』10月号、国土社、2024、75-82 頁

子どもの ICT 学習を支える居場所づくりに関する事例研究

デジタルユースワーク及びコンピュータクラブハウスの海外実践の分析を通じて

○ 松嶋 駿（九州大学大学院・院生）

1. 問題の所在

近年、日常生活における情報通信技術（ICT）の利用は普遍的なものになっているといえる。また、学校教育における教育課程編成や、社会教育における Zoom 等を活用した企画運営など、教育実践への変化にもつながっている。

これは、技術の発展それ自体がもたらすものではなく、技術の使い手である人間が社会の中で、自らの生活を豊かにするために活用しようとしている様子、及びその学習の結果の一つといえる。

坂本（2021）は ICT に関する学習について、諸外国の議論を比較検討している。これより、技術・メディア重視の議論、倫理重視の議論などを統合し、現代社会の社会参画に必要不可欠な手段であることを前提とした議論が必要であると論じている。

また、学校における ICT 教育の課題として「教科教育の目的達成のために、教師からの目標設定のもとにプログラミングを正確に記述・動作させることに力点が置かれている」（田中・中川,2022）と考察されている。

以上より、ICT 学習の発展には、単に ICT の特定の技術を学ぶだけではなく、学習者が主体的に学習課題を立ち上げ、多様な存在とともにいかに ICT を用いることができるか試行錯誤する環境づくりが必要であると考えられる。

これらは、コンピュータの活用を試行する場であると同時に、「子どもの居場所」としての機能も有していることが特徴であるといえる。「居場所」の一例としては「プレーパーク」がある。

山下（2011）は、プレーパークにおけるプレーワーカーの参画に着目し、場に与える役割やプレーワーカー自身の学びについて考察している。プレーワーカーは、子どもたちとの関係形成を中心としながらも、共に自らも遊び手となりながら子どもたちの主体性を尊重していくこと、またその前提として遊び場全体の「無謀・無法」への対応まで、幅広い視点が求められると論じている。

また田村（2016）からは、プレーパークにおける子どもの活動実践を読み取れる。例えばダンボールを利用した「店づくり」の実践の中で、仮想通貨を用いて「ゲームやさん」を運営した事例が記述されている。ICT が関わる一例をあげるならば、この売上の計算に表計算ソフトを用いることができる。またプログラミングを学んだ子どもが、電子マネーのシステムを開発することも考えられる。

ところで、「子どもの居場所」に ICT 学習が含まれている学習拠点については、いくつかの実践事例が存在する。例えば「コンピュータクラブハウス」（レズニック, 2018）や「デジタルユースワーク」（大山・両角, 2020）がある。これらは、若者が技術を使って自分自身を表現し、プロジェクトを通じて学ぶ力を育むための場を提供している（以下、総称して”DY”とする）。

DY においては、先述の「子どもの居場所」機能をベースとしながら、ワーカーと子どもの関わりや学びが ICT の存在によって拡張されることが期待される。また、その結果として、子どもたち自らが、ICT の活用を日常の暮らしにつなげ、広がりのあるものへ展開されることが望まれる。

それらは、子どもの主体性の尊重・適切な検索情報・使用機材の提案など、プレーワーカーの役割にも反映される。以上より、DY はプレーパークの実践上に ICT 学習の文脈を重ねる、複層的な環境づくりであるといえることができる。

もともと、本国でも、いくつかの DY 実践が行われている（例えばみんなのコード, 2020）。その一方、ICT 学習環境をこのような「居場所論」から考察した研究は、管見の限りみられない。

そのため本研究では、海外の DY に関するいくつかの実践論文から、その分析事例を導出することを目指す。

2 海外事例の分析

分析する論文の代表例として、ここでは大きく 2 点を挙げる。

一つに、居場所を構成するワーカーの存在に関する事例と、実際の生活課題に関連付けた ICT 学習を促すプログラムの事例を選定した。これらは 2019 年までの DY 実践についての傾向を論じたレビュー論文 (Fernández-de-Castro, 2023) をもとに、筆者が選定した。

(1) デジタルユースワーカーの、ICT に関する認識に関する考察 (Alicja ほか, 2019)

本研究は、イギリスのワーカー 20 名に対するインタビューを分析した。調査は、ユースワーク実践における ICT 使用に対する認識と、DY に関連する希望と不安の 2 点に着目し行われた。これらより、子どもとワーカーとの関わりについてのギャップについて論じられた。

(2) コミュニティベースの ICT 学習実践の考察 (Ben ほか, 2023)

本研究は、Ben らが主催した地域の課題解決に関連づけた ICT 学習実践について、12 回のワークショップの事例を分析し、実践の分析枠組みを提案した。これは Goals, Attitudes, Motivations, and Behaviors Lens の要素から成り立っており、“GAMBLE” と名付けられた。

3 おわりに

本研究では、いくつかの DY 実践の分析を通じて、ワーカーや学習プログラムをはじめとした DY 実践の考察について、その事例を提示した。発表当日はユースワーク論・居場所論に ICT の活用がどのような発展可能性を与えるかや、本研究が日本の実践事例研究へどのように応用できうるかまで考察し、報告する。

<参考文献>

- ・ 生田周二, 大串隆吉, 吉岡真佐樹. 『青少年育成・援助と教育 : ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ』 有信堂高文社, 2011.
- ・ 大山宏, 両角達平. 『欧州・スウェーデンのユースワークにみる若者の社会参加』 JCNC ブックレット 2, NPO 法人子ども NPO センター, 2020, pp. 31-32.
- ・ 坂本旬. 「デジタル・シティズンシップの可能性と教育学の再考—「ポスト真実」世界のディストピアを超えて—」 『教育学研究』, 88(2), 2021, pp. 146-157.
- ・ 田中愛, 中川一史. 「児童の工作とプログラミングにおけるティンカリング」 日本 STEM 教育学会第 5 回年次大会予稿, 2022, pp. 8-11.
- ・ 田村光子. 『子どもの居場所の機能の検討』 植草学園短期大学研究紀要(17), 2016, pp. 31-42.
- ・ 特定非営利活動法人みんなのコード. 「みんなのコード 2020 年度活動報告/2021 年度活動計画書」 p. 5.
- ・ 山下智也. 「子どもの遊び場づくり事業へのプレーワーカー参画の試み」 『生活体験学習研究』 日本生活体験学習学会, 2011, pp. 45-53.
- ・ Alicja Pawluczuk, Hazel Hall, Gemma Webster, Colin Smith. “Digital youth work: youth workers’ balancing act between digital innovation and digital literacy insecurity” 2019.
- ・ Ben Stein, Jacob Biehl, Rosta Farzan. “Designing and assessing a community-engaged digital enablement program: a Case Study” 2023.
- ・ Pedro Fernández-de-Castro, Daniel Aranda, Segundo Moyano, Víctor Sampedro. “Digital Youth Work: A Systematic Review with a Proposal”. Social Work Education, 42(3), 2023, pp. 318-336.

自由研究発表：2日目（11月10日 日曜日）

【第7分科会】 教育経営・行政

133教室

司会：原北 祥悟（崇城大学）

①9：30－10：00

学校事務におけるカリキュラム・マネジメント

～多様な職種の協働で創る教育課程～

餅井 京子（九州大学大学院・学術協力研究員）

②10：00－10：30

アメリカでの学校生活に伴う在外邦人家族の葛藤

鶴田 百々（中村学園大学）

③10：30－11：00

現代教員養成の「開放制」原則に関する一考察

—行政と大学外機関の協働を通して—

小椎葉 大樹（九州大学大学院）

〈11：00－11：30 総括討論〉

学校事務における「カリキュラムマネジメント」

～多様な職種の協働で創る教育課程～

○ 餅井 京子（九州大学人間環境学研究院・学術協力研究員）

1. 研究の目的

本研究は、先行研究のモデルを枠組みとして、教育条件整備の側面、特に、学校事務の領域からカリキュラムマネジメントへの参画について、アクションリサーチによって検討する。学校事務職員のカリキュラムマネジメントの参画のための実践知とその課題を明らかにすることを目的とする。

2016 年中教審答申は教育課程基準の改定とかわかってカリキュラムマネジメントの 3 つの側面を示し、学校にカリキュラムマネジメントの確立を求めた。それは①教育課程の編成、②調査や各種データに基づいた P D C A サイクルの確立、③教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等外部リソースの活用、である。この 3 つの側面は、学習指導要領の「カリキュラムマネジメント」の定義にも見られるとおり、教育内容や教育活動とそれを支える教育条件整備が、学校を主体とする教育課程編成において対等な関係を保ちながら統合される営みと解される。

教育条件整備の重要性は、カリキュラムマネジメント研究がその連続線上にある概念とされる 1970 年代を起点とする教育課程経営研究から指摘されていた。高野(1989)はその研究において、「教育課程経営論を展開する中で教育課程の内容をどうするかだけではなく、教育課程の内容を創出し機能させる、条件整備活動にアクセントをおく」としている。高野の研究を継承した中留(2005)は、教育内容と方法面の「連関性」と条件整備活動における学校組織内外との協働性を、カリキュラムマネジメントにおける 2 つの基軸と捉え、実証化を図った点にその特徴があった。

教育条件整備の重要性が認識され、教育内容・教育活動と教育条件整備の一体化が求められる一方で、現状においてその内実が一体化を志向しているかは疑問がある。それは、教育課程経営論研究の萌芽期前、55 年体制の社会状況下を背景とした内外事項区分論に端を発する。教育内容を「内的事項」、条件整備を「外的事項」として、教育行政機関が「内的事項」に立ち入ることを許容せず、「外的事項」に徹するべきという考え方であり、この 2 つが対置された。これが学校内部における教育内容と教育条件整備にも影響を与えたと考えられ、この内外事項区分論によって教育内容を掌る教員が、学校組織内において教育条件を掌握する事務職員に対し内的事項に触れられることを忌避する傾向に繋がっているという言説がある。カリキュラムマネジメントはこの両者が統合された営みであり、対立関係では成立しない。

学校事務領域におけるカリキュラムマネジメント研究は、学術研究においては学校事務職員（以下、「事務職員」。）のカリキュラム・マネジメント*参画に対する関与の手法や、事務職員のカリキュラム・マネジメント参画に影響を及ぼす要因の追究、この 2 点をめぐって進められてきたと藤原（2022）は指摘する。他方その実践研究は、京都市、徳島県みよし市他数件が報告されているがリーダーの能力や力量といった属人的な要素が看取され、汎用性という意味で課題がある。藤原（2022）によると、事務職員のカリキュラムマネジメント参画に影響を及ぼす要因としては、事務職員の経験などの属人的要因の他、事務職員と教員が対等に議論できる学校文化や協働性等があげられている。藤原(2011)の事務職員による意識調査では、事務職員の教育課程参画は経験年数や学校規模との相関、校長との関係性が示されているが、教員との対等性に関する事務職員の実践の困難さは言及されていない。本研究ではこれらの課題から属人的な要素を克服し実践の汎用性を探るため、また、教員との関係性の課題を探るため、田村(2022)が示したカリキュラムマネジメントモデ

ルを用いて実践を試行する。課題を克服してカリキュラムマネジメントのシステム思考を成立させるため新たな知見を得ることは、教育実践の蓄積への貢献と、学校の自律的経営に効果が期待できる。

2. 研究方法・分析の視角

カリキュラムマネジメント論は実践における発展を展望して、モデル図が多数の研究者によって示されている。本研究では教育条件整備にアクセントを置き、学校文化や協働性、教育行政の関わりを示した田村モデル(2022: 別途掲示)を適用する。田村(2022)は、カリキュラムマネジメント立論において前述の中留の教育課程経営論を継承しているため、教育条件整備の観点がモデルに反映されており、教員との関係性も協働性で確認できる。モデルに依って実践することで汎用性を検証し、実践から見える課題によって協働性に内在する課題を明らかにする。

対象とする実践校は、B県立A特別支援学校(以下「A校」。)である。A校を選定した理由は、新設から4年目で教育課程の再検討を行っていること、事務長をリーダーとして事務職員組織が確立されていること、特別支援学校は介助技師や会計年度任用のサポーター等多様な職種が配置され、学校内の人的マネジメントと事務職員の職務との連関、それによる知見を得るためである。

A校は県北地域を対象地域とする廃校になった小学校施設を活用した県立の特別支援学校で、新設から4年目を迎え小・中・高児童生徒91名が通っている。障害の種別は知的障がいであり、重複障がいを持つ児童生徒も在籍する。A校の学校教育目標は、「地域や家庭と連携しながら児童生徒一人一人に応じた教育活動を実践することで、児童生徒が自分に自信を持ち、夢に向かって挑戦する力、地域社会の中で生きていく力を育む。」である。毎年9月に校内組織の一つとして教育課程検討委員会を開催し、それまでの取り組みの評価をもとに、次年度の教育課程編成を行う。この委員会への事務長の参加を起点として、田村のカリキュラムマネジメントモデルに照合しながら、事務職員の実践を事務長の視点で実践し考察を行う。田村モデルは要素で図示されているものであるが、その要素のレベルは「ア. 学校の教育目標の具現化」という行為や、「オ. リーダー」や「キ. 教育行政」などの組織等と、次元が違うものが同一平面上で表現されており、組織レベルに統一して再表現しそこにどう事務職員が位置づくかを紐解く作業を要する。そのため、まずはその作業を行い、学校事務職員がどう位置づくかを検討したうえで実践し考察を加えていくこととする。発表では発表時点までの経過を報告し、アクションリサーチに対する意見を聴取し年度末までに実践に反映させ、その成果を論文執筆に繋げる予定である。

【脚注】

※ 藤原(2022)は、「カリキュラム・マネジメント」という表記を行っている。本稿では、田村(2022)の理論により、カリキュラムとマネジメントの連続性を意図し「カリキュラムマネジメント」と表記する。

<主な参考文献>

- ・高野桂一(1989)『教育課程経営の理論と実際：新教育課程基準をふまえて』教育開発研究所
- ・田村知子(2022)『カリキュラムマネジメントの理論と実践』、日本標準
- ・中留武昭(2005)『カリキュラムマネジメントの定着過程：教育課程行政の裁量とかわって』、教育開発研究所
- ・藤原文雄編著(2018)『スクールビジネスリーダーシップ研修テキスト3』学事出版
- ・柳原富雄・制度研篇(2010)『教育としての学校事務－子どもの学習発達保障のために－』大月書店

アメリカでの学校生活に伴う在外邦人家族の葛藤

○ 鶴田 百々（中村学園大学）

1. 問題背景

在外邦人の子女が受けている教育（以下、在外教育）に関する研究は、文科省から派遣された派遣教員による実践報告、在外教育を受けていた者のアイデンティティ形成に関する研究、日本語や現地言語習得に着目した言語学研究などが主であり、「授業」に着目した教育学研究は皆無である。これは、在外教育については我が国の主権が及ばないため、学校教育の研究対象としては捉えにくいことが一因であろう。だが、在外邦人数及びその子女が増加する状況を受け（図1、図2参照）、2022年6月には在外教育施設における教育の振興に関する法律（以下、在学教育施設振興法）が参議院で可決され、財政の投入や教員と教科書等の購入費用の支援など在外教育に対する財政投資が提案されている。

こうした動向を踏まえ、在外教育に対する具体的な支援の方途を検討するには、在外教育を受けている児童生徒や家族を対象に調査を行い、在外教育の特性や問題点を捉えていくことが有効ではないだろうか。



図1：在外邦人数

外務省「海外在留邦人数推計推移」を基に筆者が作成

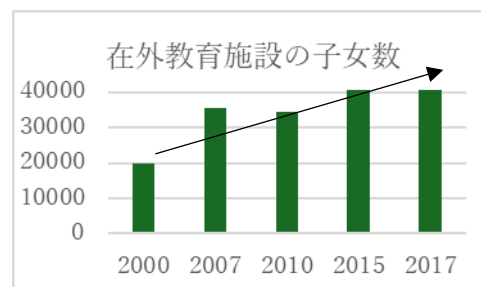


図2：在外教育施設の子女数

海外子女教育振興財団「海外子女教育の拡充によるグローバル人材育成に関する要望」を基に筆者が作成

2. 先行研究

教職コア・カリキュラムの導入など教員養成を厳格化する改革が進められた背景には、教育の質の担保向上には教員の力量形成が必要であるとの見解があった。一方で、牛渡（2008）は臨時免許状によって教員養成課程を経ずとも教職に参入できることを相当免許主義に背反すると指摘していた。こうした教育の質の担保向上と教員の相当免許状に関する議論を検討した時、教員に教員免許の取得が求められていない在外教育の質は担保されておらず、在外教育施設で学ぶ子どもは我が国の教育を受ける対象としても捉えられていないことに疑問を抱いた。

教育学諸研究の分野でされた在外教育研究についてみると、岩田（2020）は、教員免許が不要な現地教員の指導力に懸念事項があることを指摘している。また佐藤（1997）は、海外に在るという特異性により、在外教育施設での教育活動は独自化せざるをえないことを学校の文化的特徴から明らかにした。芝野（2021）は帰国した派遣教員の教育観に着目し、彼らが日本国内に在留する外国人児童生徒への理解に影響を与えると述べている。

これらの先行研究を概観すると、これまでの研究は巨視的であり児童生徒やその保護者、また教

員組織の大多数を占める現地教員に関する微視的研究の蓄積は管見する限りない。

3. 研究目的と方法

本研究ではアメリカ合衆国に在住している在外邦人家族を対象に、経時的な記述的インタビュー調査を行い、在外教育に対する葛藤や課題を捉えていく。本発表では、2022年8月から2024年9月までに調査を行った家族のうち、就学児を有する4家族の調査データを基に分析を行った。インタビューデータは逐語録にまとめ、定性的コーディングを用いて分析を行った。

外務省の海外在留邦人数推計推移（令和4年版）によると、在外邦人の滞在国割合はアメリカ合衆国が32%、次いで中国8.0%、オーストラリア6.9%である。本研究では、在外邦人の児童生徒及び家族としての特性を捉えるにあたり在外邦人数が最も多いアメリカ合衆国が調査対象国として妥当であると考えた。

分析結果及び考察は口頭にて発表いたします。

<参考文献>←MS 明朝・10.5 ポイント

- 1) 牛渡淳：「第11章 近年の教員研修政策の動向と課題」日本経医師教育学会編『日本の教師教育改革』学事出版株式会社、2008年。
- 2) 岩田康之：「在外教育施設における教育実習プログラムの開発研究（1）」『東京学芸大学次世代教育研究センター紀要』第1巻、pp.13-21、2020年。
- 3) 佐藤郡衛：『海外・帰国子女教育の再構築—異文化間教育学の視点から』玉川大学出版部、1997年。
- 4) 芝野淳一：「帰国した在外教育施設派遣教員の研究に向けた予備的考察 —教師の「越境性」に着目して—」『中京大学大学院社会学研究科社会学論集』No.20、pp.91-111、2021年。
- 5) 外務省「令和4年版 海外在留邦人数推計推移」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00300100&tstat=000001055779&cycle=0&tclass1=000001200400&stat_infid=000032206034&tclass2val=0 2024年9月4日最終アクセス

現代教員養成の「開放制」原則に関する一考察

—行政と大学外機関の協働を通して—

○ 小椎葉 大樹（九州大学大学院・院生）

1. 問題の所在と研究目的

近年、教職員集団の多様性を推進し、学校組織のレジリエンスを高めるために、教職課程における多様な専門性を有する教師の養成・採用が求められている。

例えば、2024年8月9日に中教審から提出された「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申案）」では、教員数の増加を目的として、特別免許状を活用した特別採用選考試験の規模拡大やそれに伴う研修の実施など、社会人を対象にした採用手段が幅広く設けられるように、特別・臨時免許状や特別非常勤講師という既存の免許制度に関する施策以外にも多様な社会人等の参入を促進させる免許制度の検討等が必要であると提言されている。つまり、教員のなり手不足を理由として、多様な専門性を持つ教員の養成・採用、それによる免許制度の再検討が求められていることが見受けられる。

また、今日では臨時的任用や非常勤講師が不足している状況に対処するため、認定特定非営利活動法人 Teach For Japan（以下 NPO 法人）と教育行政が協働することで、臨時免許状を発行し、常勤講師として派遣することで、教員免許を有していなくとも教壇に立つことができる「フェローシップ・プログラム」という試みが講じられ、新たな教員養成・供給ルートとして注目されている。

免許主義制度について、市川（2015）は「開放制」の定義を大学の設置母体を問わず、教職課程の履修により免許状が発行されること、つまり養成機関（大学側）から見た定義とするのであれば、特別免許状や特別非常勤講師という施策が社会人活用のためと称して設けられたことなどにより、「開放制」および免許主義を徹底することができず、制度が原理的に崩壊していると指摘する。また、向山（1987）は当施策が導入される契機となった臨時教育審議会とそれ以前の政界・財界の動向を踏まえ、一連の政策を「社会人の活用」策と定義した上で、企業の余剰人員の流入が図られる危険性を帯びており、教職課程を受講していない無資格者の参入まで可能にしてしまうと評価する。

また向山は臨時免許状においても、有資格者が不足する場合の例外措置であり、有資格者が十分である今、当該条項は作動しないとして、執筆当時に行われていた臨時免許状を活用した社会人の雇用事例を批判している。また先述した臨時免許状の積極的な活用が期待されている今日状況に対し、原北（2020）は、免許状に規定された校種の教員になるための養成を受けていない者へ該当校種の臨時免許状を授与する行為の標準化や、助教諭に依存する、もしくはせざるを得ない現在の任用状況を明らかにしており、教職の専門職性を支えてきた原理としての免許制度の崩壊を示唆している。

これらの先行研究で注目すべき点として、共通して臨時・特別免許状等の施策を批判していること、またその批判が、教職課程で行う教員養成の内容論ではなく、市川が指摘した免許状を授与することができる機関を定義するため、制度理念として成立した制度論としての「開放制」原則の崩壊を危惧したものであることがあげられる。

一方で、先述した NPO 法人と教育行政との協働は少なくとも何らかの養成を受けた無資格者を採用することで、教育現場へ派遣しようとする試みにより、オルタナティブな教員養成として認識されており、制度論としての「開放制」の例外となりうる事例であることが窺える。しかし、常勤講師として派遣予定の校種の免許状を持っていない教員や、そもそも教員としての養成を受けていない人材に臨時免許状を授与する行為の功罪、および新たな教員養成・供給ルートが現在の教職課程や「免許状授与の開放制」に与える影響に関する考察は未だ行われていない状況にあり、これらの観点から NPO 法人と教育行政が協働する内実について焦点を当てることには一定の意義があると言えよう。

以上を踏まえ、本報告ではNPO 法人と教育行政が協働して行われている「フェローシップ・プログラム」の運用実態に焦点を当て、なぜNPO 法人と教育行政の協働が成立しているのか、その要因について明らかにすることを目的とする。

2. 研究枠組みおよび方法

(1) 研究枠組み

本報告では、行政学や経営学領域にて用いられてきた「資源依存パースペクティブ」を研究枠組みとして使用する。山倉（1993）によると、この枠組みは一つの組織を対象に取り、その組織が他組織の資源に依存している状況に対し、どのように対策を講じるのか、その方策に焦点を当てることで、非対称関係の形成、および展開理由を明らかにすることを目的とする枠組みである。本報告で取り扱う事例は教育行政が発行する臨時免許状、つまり教員として教壇に立つことを許可される資格、つまり信頼という社会的な「資源」をめぐり、発行する/されるという依存関係が見受けられ、当研究枠組みが指摘する非対称関係が成立していることが想定される。そのため、本報告ではNPO 法人側を対象に取り、資源の依存関係という視点から教育行政との協働事例をとらえることにより、資源に依存している状況に対し、どのように対策を講じたのかについて分析を行うことで、今日にいたる非対称関係の展開理由について明らかにすることができると考えられる。

(2) 研究方法

本報告では、文部科学省および中央教育審議会に提出された参考資料およびNPO 法人が発行している資料などに対する文献検討および、関係者へのインタビュー調査による内容分析を主な研究方法とする。文献検討については、現在も活動中の組織に関連するため、利権や関係者への影響を最小限に抑えることを考慮し、公開可能な範囲内でのみ資料を収集している。そのため、同時期にNPO 法人へ所属していた元職員2名にインタビュー調査を行うことにより、資料上では析出しえない観点について分析することを目指す。

3. 分析結果

一点目に、協働を行う目標にズレが発生している状況において、NPO 法人側がより現場に即した研修内容、つまり戦略へ修正することにより、目標の共有を図り、協働を推進する方向性が析出された。NPO 法人は後援団体の影響もあり、学歴主義を基にした研修・派遣プログラムを設計していた。しかし、目標のズレを修正するために教員文化に馴染ませうの方策へ戦略を変更したことにより、研修も教職課程へ類似した内容へと変化した。これが協働を継続させた要因の一つと考えられる。

二点目に、NPO 法人側の活動の軸である「免許を持っていない人材を教育現場へ」という目標と教育行政側の目標にズレがある場合一点目と同様に戦略を修正することで目標の共有を図るのではなく、信頼資源を活用することで、教育行政側へ目標の理解を得ようとする方向性も同時に析出した。

三点目に、本事例はこれまで先行研究で指摘されていた臨時的任用や非常勤講師の不足を解消することを目的とした側面だけでなく、普通免許状を取得するための既存のルートである、教員資格試験や教職大学院、通信制教職課程へ社会人をつなぐパイプの機能を果たしていることが示された。

<参考文献>

- ・市川昭午（2015）『教職研修の理論と構造：養成・免許・採用・評価』教育開発研究所。
- ・原北祥悟（2000）「公立小・中学校における非正規教員の任用傾向とその特質—助教諭の運用と教職の専門職性をめぐって—」『日本教育経営学会紀要』第62号、pp. 62-76。
- ・向山浩子（1987）『教職の専門性—教員養成改革論の再検討—』明治図書。
- ・山倉健嗣（1993）『組織間関係—企業間ネットワークの変革に向けて』有斐閣。

ラウンドテーブルⅠ（131教室）

答えが一つではない道徳的な課題に向き合う道徳科授業の可能性

■ 企画提案者：

山岸 賢一郎（福岡大学）

■ 発表者：

山岸 賢一郎（福岡大学）

塚野 慧星（福岡女子大学）

宮川 幸奈（熊本学園大学）

■ ラウンドテーブルの趣旨：

2018・19年度から小・中学校において全面実施されている「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）では、2015年および2017年に発行された小・中学校の『学習指導要領解説 道徳編』にも明記されているように、多様な価値に誠実に向き合いながら道徳としての問題を考え続ける姿勢を養うべく、児童生徒の一人一人が発達段階に応じて「答えが一つではない道徳的な課題」を「自分自身の問題として捉え、向き合う」ことになっている。とはいえ、「答えが一つではない道徳的な課題」に「向き合う」ということの意味や意義や課題も、その意味や意義や課題に応えた道徳科授業の具体像も、道徳科の全面実施から数年を経たいまなお、十分には明瞭であるとは言い難い。

すなわち、たとえば次のような問いには未だに十全な応答がなされていない。「答えが一つではない道徳的な課題」に「向き合う」とは、そもそも何をすることなのか。「答えが一つではない道徳的な課題」に「向き合う」ことに、一体何を期待できるのか。「答えが一つではない道徳的な課題」に「向き合う」道徳科授業と、「問題解決的な学習」や「モラルジレンマ授業」や「p4c」や「コミュニケーション的行為の理論に基づく道徳授業」や「シティズンシップ教育」とは、それぞれどのような関係にあるのか。「答えが一つではない道徳的な課題」に「向き合う」という授業像ないしは授業理念は、道徳科の目標や評価に、いかなる影響を与える（べき）か。

本ラウンドテーブルの目的は、上に例示したような様々な問いのうちの少なくとも幾つかに対して、いまできる限りの（「一つではない」かもしれない）応答を試みることである。そして、そのためにも、「答えが一つではない道徳的な課題」に「向き合う」道徳教育や道徳科授業の意味や意義や課題を——換言するなら、その理論的ないし実践的なポテンシャルを——、可能な限り明晰に言語化することである。

本ラウンドテーブルを、上の目的を達成するために、発表者と参加者とが自由闊達に「考え、議論する」場としたい。発表者には、そのための素材、思考と議論の材料の提供をお願いしたい。道徳科授業に熱い思いを抱いている方も、冷めた思いを抱いている方も、上に例示した問いに対する応答（の一つ）を知る方も、（一つならぬ）疑問のみを持つ方も歓迎したい。多様な参加者とともに、「答えが一つではない道徳的な課題」に「向き合う」道徳科授業の可能性について「考え、議論する」ことができれば幸いである。

「教職大学院における「研究」の今」

このラウンドテーブルは教職大学院で行われる「研究」の現在の姿を参加者と共有し、参加者それぞれがおこなってきた知的生産の営みである研究との異同を確かめ、相互の交流の可能性を探ろうとするものである。

教職大学院は教職の高度化を目指して 2008 年より開設した専門職大学院である。そのカリキュラムは、例えば修了要件の 45 単位以上の中で 10 単位以上を実習科目とすることや、実務家教員を教員全体の 4 割以上とすることなど、現場における実践と非常に近いことが特徴である。

一方、教職大学院において研究は無縁というわけではない。むしろ、教職大学院のカリキュラムのコンセプトは「理論と実践の往還」といわれるように、事例研究として実践を分析したり、また自らの実践を構想し、検証したりする上で研究の力量は必要不可欠なものとして位置づいている。

それでは教職大学院の研究と従来イメージされてきた研究とは何が同じで、何が異なるのであろうか。また、教職大学院の研究の難しさとは何だろうか。そして、それぞれが生み出してきた知を交流させていく可能性はないのだろうか。このような問いに対して本学会ないし教育学研究は十分な検討を行ってきたとはいえない。

そこで本ラウンドテーブルでは、教職大学院の実務家教員のお二人にご報告いただき、まずもって教職大学院の「研究」の今を知るということを大事にしながら、交流の可能性を探っていくこととしたい。

企画提案者：植村秀人（南九州大学）、大竹晋吾（福岡教育大学）、岡幸江（九州大学）、野々村淑子（九州大学）、山城千秋（熊本大学）、雪丸武彦（西南学院大学）

発表者：金井義明（熊本大学）、野口博明（福岡教育大学）

※ともに五十音順

発 行：2024 年 1 1 月

発行者：九州教育学会 第 76 回大会準備委員会

委 員 長 藤井 美保（熊本大学）

事務局長 今井 伸和（熊本大学）

準備委員 片桐 真弓（尚絅大学短期大学部）

金 美連（熊本学園大学）

草野 舞（尚絅大学短期大学部）

茂見 剛（尚絅大学）

苫野 一徳（熊本大学）

波多江 俊介（熊本大学）

宮川 幸奈（熊本学園大学）

山城 千秋（熊本大学）

九州教育学会第76回大会準備委員会事務局

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学教育学部 教育学講座

E-mail: kkbear76@kumamoto-u.ac.jp